

第3次熊本市環境総合計画(素案)

目次

第1章 計画の基本的な考え方.....	1
第2章 本市の環境の現状と課題及び今後の方向性.....	11
第3章 計画の基本理念.....	27
第4章 基本計画.....	43
第5章 推進体制.....	109
＜巻末資料＞	115
用語の定義	117
実施及び関連計画等.....	118

第1章

計画の基本的な考え方

- 1 環境行政の歩みと今日の課題
- 2 計画策定の目的と位置づけ
- 3 計画の範囲
- 4 計画の期間
- 5 本市の概況

1. 環境行政の歩みと今日の課題

私たちの豊かで利便性の高い暮らしは、現代の社会経済活動の発展や科学の進歩の恩恵であるとともに、その生活基盤である自然、都市や地球の良好な環境の保全等により支えられています。しかし、私たちはこの豊かな暮らしを享受する一方で、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動の拡大などにより環境に大きな負荷をかけ、自らの生活基盤を脅かしています。

このような中、国は、平成4年6月にブラジルで開催された地球サミットの成果を踏まえ、平成5年に環境保全の基本理念を定めた環境基本法を制定し、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進する枠組みを示しました。また、法に基づく環境基本計画として、平成6年に第1次、平成12年に第2次、平成18年に第3次の計画を策定し、国全体の環境保全に関する施策の基本的方向が示されました。

一方、熊本市では、昭和63年に議会による全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定しました。

この条例の中の「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定する」という規定に則り、本市は、平成4年に熊本市第4次総合計画の策定にあわせて、第1次環境総合計画を策定し、「環境と調和したまちづくり」を目指してきました。

平成13年には、市民・事業者・行政が、地域から環境をまもるための行動指針とするべく「第2次環境総合計画」を策定し、平成18年には、社会情勢の変化や新たな環境問題に対応をするため、計画の目標や施策の見直しを行い、市民・事業者・行政がパートナーシップを築きながら、環境保全に取り組んできたところです。

また第2次環境総合計画では、平成7年9月に採択された「環境保全都市宣言」を理念として位置づけ、「自然の生態系に学んだ循環型社会への転換を図り、美しく豊かなこのふるさとの環境を守り育て、これを次の世代に引き継いでいくこと」、そして「市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動すること」を誓っています。

このような中、本市の環境状況も大きく変化してきています。例えば、市民や事業者が、自らごみ減量や節水に取り組む活動を展開してきた結果、ごみの排出量や生活用水使用量が少しずつながらも確実に減少してきている一方で、自動車交通に起因する大気汚染や騒音、家畜の排泄物や過剰な施肥が主因とされる硝酸性窒素による地下水汚染、光化学オキシダントによる光化学スモッグの発生など、市民生活を脅かす環境の変化が起きています。

また近年、地球温暖化が一層深刻さを増してきており、異常気象やヒートアイランド現象など、私たちの生活を脅かす状況が発生してきていますが、地球温暖化対策への取り組みは、世界や国レベルでの対応に止まらず、地方公共団体の役割の重要性が非常に高まっています。

さらには、生物多様性の保全についても、平成20年6月に「生物多様性基本法」が制定されるとともに、平成22年10月には名古屋市で生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が開催されるなど、「生きものが持つ個性とつながり、そしてその恵み」について活発な議論がなされています。

地方公共団体においても、地域の自然的、社会的条件に応じた施策を策定し、実施することが求められています。

2. 計画策定の目的と位置づけ

第2次環境総合計画は、その計画期間を平成22年度までとしていることから、平成23年度から新たにに取り組むべき環境行政の方向性と目標を示した、第3次環境総合計画の策定が必要です。

環境総合計画は、熊本市環境基本条例第3条に規定された「良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画」として、環境分野の長期的な方向性及び目標を示すとともに、市民・市民活動団体・事業者・市のそれぞれに求められる役割と取り組みの方向を明らかにする計画です。

第3次環境総合計画は、地球温暖化対策や生物多様性の保全への対応など、今日の新たな環境課題に的確に対応するとともに、熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿『湧々都市くまもと』の実現に向け、「ふるさとの自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる」取り組みを推進するため、市民・市民活動団体・事業者・市のすべての主体が一体となって環境の保全と創造に取り組むことを目的に策定しています。

■計画の位置づけ（体系図）

環境基本条例

第3条 市は、良好な環境を確保するための基本的かつ総合的計画を策定し、これを実施しなければならない。

熊本市第6次総合計画 （平成21～30年度）

わくわく
～湧々都市くまもと～

1「くらし わくわく」プロジェクト

夢わく 1. 子どもも大人もみんなの笑顔が輪になるまちをつくる

夢わく 2. だれもが能力を発揮でき、将来も住み続けたいと思えるまちをつくる

2「めぐみ わくわく」プロジェクト

夢わく 3. ふるさと自然を守り、世界に誇れる環境先進都市をつくる

夢わく 4. 伝統が息づき、「くまもと」の恵みを満喫できるまちをつくる

3「おでかけ わくわく」プロジェクト

夢わく 5. だれもおでかけしたくなるまちをつくる

夢わく 6. バス・電車、自転車で気軽におでかけできるまちをつくる

4「出会い わくわく」プロジェクト

夢わく 7. 温かいおもてなしの心があふれ、様々な交流が生まれるまちをつくる

第6章 水と緑の良好な環境の保全と循環型社会の構築

第3次環境総合計画 H23～H32年度

低炭素都市づくり戦略計画
（短期）平成22～26年度

地下水保全プラン
（平成21～25年度）

緑の基本計画
（平成17～37年度）

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
（平成23～32年度）

環境分野の個別計画

その他の分野別計画

連携

※個別計画は、これまでの環境総合計画の理念に基づき策定されています。

3. 計画の範囲

- 本計画の対象とする地域は熊本市全域です。
- 本計画の実行にあたっては、必要に応じて、本市と生活圏が密接に関わる熊本広域都市圏と連携を図っていきます。
- 本計画の対象とする環境の範囲は、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる生活環境、自然環境と、本市の財産である豊かな自然環境に育まれた歴史的・文化的環境、さらには、すべての人類が直面する課題である地球環境とします。

4. 計画の期間

- 計画期間は、平成23年度～平成32年度までの10年間とします。
なお、本市を取り巻く社会経済状況の変化、新たな環境問題、政令指定都市における行政区ごとの地域特性に応じた環境保全施策等に対応するため、5年後（平成27年度）に見直しを行います。

写真又はイラスト

5. 本市の概況

本市は、九州のほぼ中央に位置しており、ＪＲ鹿児島本線の間中点である熊本駅から豊肥本線や三角線が分岐し、また九州の南北を結ぶ国道３号と東西を結ぶ国道５７号は本市で交差、さらに九州縦貫自動車道が本市を貫通するなど、交通の要衝にあたります。

本市の基礎となる市街地は、日本三名城の一つである熊本城を擁する肥後５４万石の城下町として形成されました。明治時代以降は九州の地理的中心に近い位置にあることから、国の出先機関が置かれ、行政都市として栄えました。第二次世界大戦以後は、交通機能の発達等により、これらの出先機関の多くが福岡市に移りましたが、現在でも財務局や国税局、農政局など重要な国の出先機関が置かれている九州第３位の人口を擁する中枢都市として発展しています。

本市の自然環境をみると、県の中央部に位置し、西は有明海と金峰山系、東は阿蘇山系に囲まれ、市域は菊池川、坪井川、白川、緑川の４水系下流部に広がる熊本平野の大部分を占めています。これらの豊かな自然に囲まれた本市は「日本一の地下水都市」「森の都」と謳われるほど、豊かな水と緑に恵まれた暮らしやすいまちであり、熊本城を中心に、歴史的な文化遺産が数多く点在する品位と風格に充ちた環境と、７３万人の暮らしを支える利便性の高い都市機能が調和した都市を形づくっています。

そこで、これらの本市の特性を活かした環境保全の取り組みが必要となります。

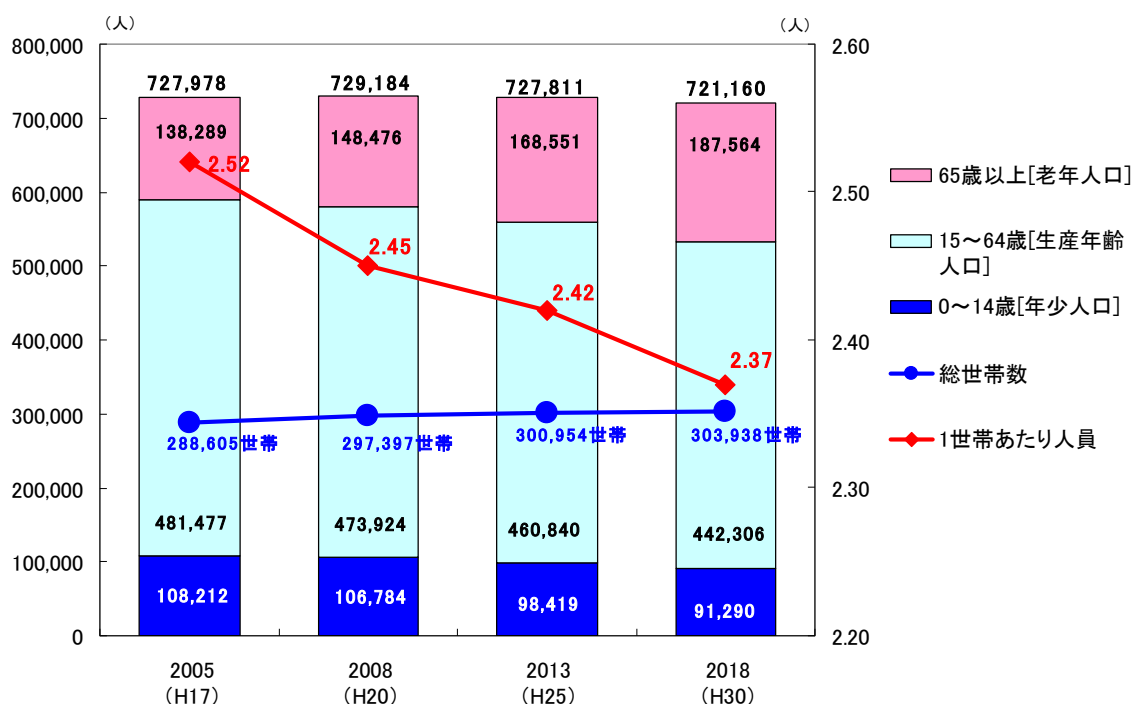
① 人 口

平成２０年１０月に富合町、同２２年３月には城南町と植木町と合併し、市域、人口、世帯数が大幅に増加しました。

本市の平成２２年８月１日現在の推計人口（住民基本台帳に基づく推計）は７２４，６８２人、世帯数は３１２，６０８世帯であり、人口密度（１ｋ㎡当たり人口）は１，８６３人となっています。近隣市町村を含めた都市圏人口は１００万人を超えており、熊本県の人口（約１８０万人）の５割以上を占めています。

しかしながら、国立社会保障・人口問題研究所の『日本の市区町村別将来推計人口』（平成２０年１２月推計）によると、熊本市域の人口は平成２２年（２０１０年）をピークに減少傾向となり、少子高齢化と１世帯当たりの人員の減少が一段と進むと推計されており、今後はこのような社会的な変化に対応したまちづくりの視点が必要とされています。

■熊本市の将来推計人口



■将来推計人口

(単位: 人)

項目		2005 (H17)	2008 (H20)	2013 (H25)	2018 (H30)
総人口		727,978	729,184	727,811	721,160
年齢 3 区 分 別	0～14歳[年少人口] (構成比)	108,212 (14.9)	106,784 (14.6)	98,419 (13.5)	91,290 (12.7)
	15～64歳[生産年齢人口] (構成比)	481,477 (66.1)	473,924 (65.0)	460,840 (63.3)	442,306 (61.3)
	65歳以上[老年人口] (構成比)	138,289 (19.0)	148,476 (20.4)	168,551 (23.2)	187,564 (26.0)
総世帯数		288,605	297,397	300,954	303,938
1世帯あたり人員		2.52	2.45	2.42	2.37

【2005(H17)の数値】…平成 17 年国勢調査

【2008(H20)の数値】…平成 20 年版熊本県推計人口調査結果(年報)

【2013(H25)及び 2018(H30)の数値】

将来推計人口…「日本の市区町村別将来推計人口(平成 20 年 12 月推計)」

(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計

世帯数……………「日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)(平成 17 年 8 月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)をもとに推計

※2005(H17)、2008(H20)の数値は富合町、城南町、植木町分を含む

② 位置・面積・地形

本市は、東経130度42分、北緯32度48分に位置し、熊本県の中央部からやや北側に位置しています。福岡市から南へ約110km、鹿児島市から北へ約180kmの距離にあり、西は有明海に面し、菊池川、白川、坪井川、緑川の4水系の下流部に形成された熊本平野の大部分を占めています。

面積は、平成22年3月の城南町と植木町との合併により約390km²に広がっています。

地形をみると、東に遠く阿蘇山地、西に有明海に面した海岸線と金峰山地、南に木原山（通称：雁回山）を頂とする山系、北に植木台地に囲まれた平野部が広がっており、豊かな自然に四方を囲まれています。

広がった市域の中で地域の環境特性を活かした取り組みが必要となります。

写真又はイラスト

③ 気 象

本市は阿蘇山系と金峰山系に囲まれているため有明海に面しながらも内陸盆地的気候を示し、平成21年の年間平均気温は17.5℃、冬場の平均最低気温は東京や大阪をやや下回り、夏場8月の平均最高気温は33.8℃を記録するなど、冬と夏の温度差が大きいことや日中の寒暖の差も大きいことが特徴です。

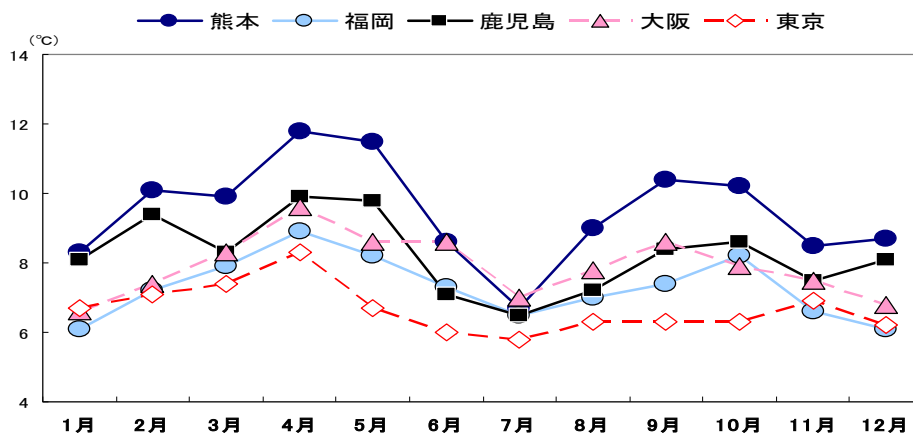
ここ数年は、気温30℃を超える真夏日が5月下旬から10月初旬にわたって発生するなど気温が上昇傾向にあり、今後は予想される気候変動や異常気象に対応・適応した取り組みが必要です。

■各都市の月毎の平均最高気温と平均最低気温の比較

	熊本			福岡			鹿児島			大阪			東京		
	最高	最低	差	最高	最低	差	最高	最低	差	最高	最低	差	最高	最低	差
1月	10.3	2.0	8.3	9.6	3.5	6.1	13.1	5.0	8.1	9.9	3.3	6.6	10.2	3.5	6.7
2月	15.1	5.0	10.1	13.6	6.4	7.2	17.7	8.3	9.4	11.8	4.4	7.4	11.5	4.4	7.1
3月	16.5	6.6	9.9	15.9	8.0	7.9	17.6	9.3	8.3	14.1	5.8	8.3	13.7	6.3	7.4
4月	22.1	10.3	11.8	20.4	11.5	8.9	22.2	12.3	9.9	20.5	10.9	9.6	20.2	11.9	8.3
5月	26.7	15.2	11.5	24.4	16.2	8.2	26.5	16.7	9.8	24.4	15.8	8.6	23.6	16.9	6.7
6月	28.8	20.2	8.6	27.6	20.3	7.3	28.3	21.2	7.1	28.8	20.2	8.6	25.8	19.8	6.0
7月	30.6	23.9	6.7	30.5	24.0	6.5	31.5	25.0	6.5	31.3	24.3	7.0	29.3	23.5	5.8
8月	33.8	24.8	9.0	31.6	24.6	7.0	33.3	26.1	7.2	32.5	24.7	7.8	30.1	23.8	6.3
9月	31.4	21.0	10.4	28.6	21.2	7.4	31.7	23.3	8.4	29.4	20.8	8.6	26.5	20.2	6.3
10月	24.5	14.3	10.2	24.1	15.9	8.2	25.5	16.9	8.6	23.4	15.5	7.9	22.3	16.0	6.3
11月	18.0	9.5	8.5	17.2	10.6	6.6	19.9	12.4	7.5	17.8	10.3	7.5	17.0	10.1	6.9
12月	12.5	3.8	8.7	12.0	5.9	6.1	15.1	7.0	8.1	12.3	5.5	6.8	12.4	6.2	6.2

(※気象庁 2009 年データより)

■平均最高気温と平均最低気温の差

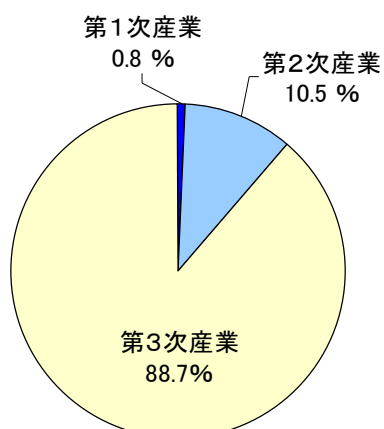


(※気象庁 2009 年データより)

④ 産業と就業者数について

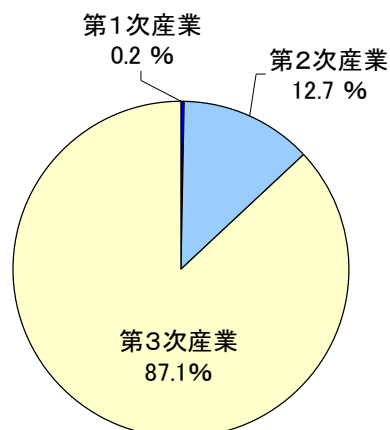
本市の産業構造は、卸売・小売、運輸・通信、観光・医療・教育から公務にいたる各種サービスを提供する第3次産業が市総生産額および従業者数の約9割を占めており、サービス産業中心の都市です。温室効果ガス排出量の削減も本市の産業構造の特色に応じた取り組みが必要です。

■熊本市産業区分別総生産額(平成 19 年度)



(※平成 19 年度 熊本県市町村民所得推計報告より(帰属利子控除前))

■熊本市産業区分別従業者数(平成 18 年度)



(※平成18年事業所・企業統計調査より)

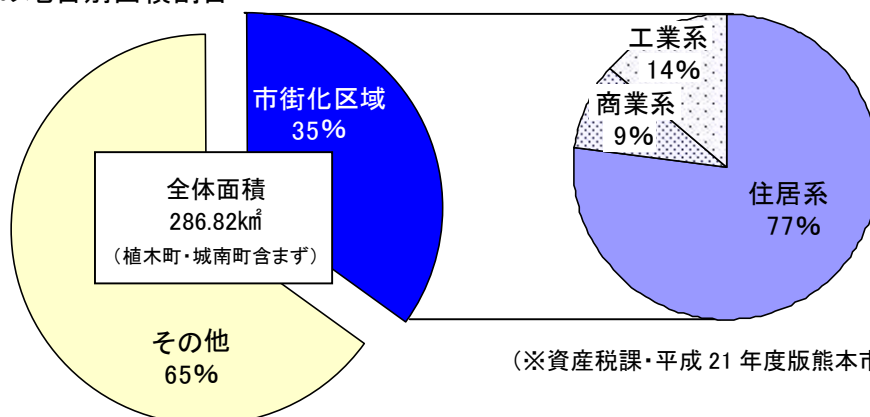
⑤ 土地利用について

平成21年時点(植木町、城南町を除く)における本市の市街化区域は、市域全体の約35%です。このうち第一種低層住居専用地域から準住居地域までの居住系の用途地域が約77%となっており、主に住居の環境をまもるための建築物の用途制限を図っています。

また、九州新幹線鹿児島ルートが全線開業した熊本駅周辺地区では熊本駅前の市街地再開発事業、熊本駅西側を対象とした土地区画整理事業を進めており、市中心部の桜町・花畑町では、2つの民間再開発事業が計画されています。

このように、本市の特徴である豊かな自然と調和した土地利用を推進し、良好な環境維持のための取り組みがなされています。

■熊本市の地目別面積割合



(※資産税課・平成 21 年度版熊本市統計書より)

第2章

本市の環境の現状と 課題及び今後の方向性

第2次環境総合計画における取り組みの
実施状況から本市の環境の現状と課題及び
今後の方向性について検証しました。

(第2次環境総合計画における環境目標〈中目標〉ごとの検証)

1 恵み豊かなくまもとの水をまもる

【現状】

①豊かな地下水をまもる

- 地下水年間採取量の目標値は達成している。
- 地下水かん養量は、対象となる転作水田面積が限界に近づきつつあることや、転作作物の作付時期が合わないことにより、目標値には達していないが、雨水浸透枡の設置やビニールハウス雨水浸透施設設置、水源かん養林整備等により数値は増加している。
- 市民1人1日当たりの生活用水使用量は、目標値には達していないが、節水市民運動などの取り組みにより減少してきている。

②きれいな地下水をまもる

- 有機塩素系化合物による地下水汚染の浄化には時間がかかることから、当面の目標として、汚染地区数が半減することを目指すこととしており、改善傾向にある。
- 一部地域において地下水中の硝酸性窒素濃度が環境基準を超過する井戸が散見される。また、主要な水道水源地域においても、その濃度は環境基準以下ながら、上昇傾向を示している。

③きれいな河川・海をまもる

- 河川・海域の公共用水域環境基準達成率は、広域的な影響を受けることもあり、完全に環境基準を達成した状況ではないが、公共下水道、合併浄化槽の普及に伴い、改善傾向にある。また、市民意識調査における「海や川のきれいさ」の満足度も当初比で上昇している。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項 目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
地下水年間採取量	1.21億㎡	1.134億㎡	1.07億㎡ (H20)	1.13億㎡
地下水かん養増加量（H14年度基準）	—	770万㎡	1,583万㎡	3,000万㎡
1人1日当たりの生活用水使用量	258ℓ	245ℓ	237ℓ	230ℓ
有機塩素系化合物による地下水汚染地区（平成12年度：14地区）のうち、環境基準以下に改善された地区数	—	2地区	5地区	7地区
公共用水域環境基準達成率（BOD、河川）	40%	70%	91%	100%
公共用水域環境基準達成率（COD、海域）	75%	33%	67%	100%
海や川のきれいさの満足度（市民意識調査）	23.4%	21.6%	25.6%	40.0%

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- 都市化の進展に伴うかん養域の減少は地下水かん養量に大きな影響を及ぼすことから、新たなかん養対策の構築など広域的な取り組みが必要である。
- 節水型社会の形成に取り組むとともに、水検定や水守制度、水保全に関する情報の提供など、効果的な啓発を推進する必要がある。
- 地下水の水質保全のための硝酸性窒素削減対策は喫緊の課題であり、各種関係機関と連携し効果的な対策を推進する必要がある。
- 公共用水域の汚染対策には今後とも長期にわたる広域的な取り組みが必要である。

今後の方向性

地下水の次世代への保全継承・良好な生活環境の保全

2 自然豊かな「森の都」を育てる

【現状】

① 緑をまもり、つくる

- 緑被率・緑地率は目標数値を達成している。
- 1人当たりの都市公園面積については、目標値を達成している。
- 立田山や金峰山一帯の森林を保全するとともに、環境保護地区や保存樹木の指定などにより市域に残る良好な緑地の保全に努めている。
- 学校や公園、市施設など公共地の緑化の整備や管理に努めている。
- 中心部では、屋上緑化の助成や、市電緑のじゅうたん事業に取り組み、緑の創出を図っている。

② 多様な生き物を育む自然環境をまもる

- 環境保護地区の指定、自然公園の管理などにより多様な生物の生息地の環境維持及び創造に努めている。
- 公共事業における自然環境に配慮した工法、公共施設の緑地の適正管理に努めている。
- 環境学習により生物やその生態について学び考える機会を提供している。

③ 自然とのふれあいを進める

- 公園整備や親水空間の整備、自然観察会や農業体験などの自然とのふれあいの場を拡充・創出しているが、身の回りの自然とのふれあいを感じる空間が少ないことから市民意識調査における「野鳥や昆虫などの生き物との親しみの満足度」は、横ばい傾向にある。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項 目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
緑被率 ＝（樹林＋草地＋果樹園）÷市域面積	28.6% (H8)	30.96% (H13)	31.15% (H18)	30.00%
緑地率 ＝緑地÷市域面積	47% (H9)	47% (H13)	—	47%
1人当たりの都市公園面積	8.20㎡	8.36㎡	8.83㎡	8.80㎡
野鳥や昆虫などの生き物との親しみの 満足度(市民意識調査)	38.5%	39.0%	39.8%	50.0%

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- 🌿 自然豊かな「森の都」を目指すため、今後とも緑の保全・創出を図る必要がある。
- 🌿 みどりの月間植樹の集いなどの啓発やイベント、地域の緑化活動に対する支援を通じて、緑化意識の高揚に努める必要がある。
- 🌿 生物多様性のもたらす恵みを将来にわたって継承するために、生物多様性の保全に対する理解を深める必要がある。

今後の方向性

新たな緑の創出と生物多様性への対応

3 歴史遺産等を生かした美しい景観をつくる

【現状】

①歴史遺産等をまもり、生かす

- 指定文化財件数及び記念館・文化施設入場者数は増加しており、今後もこれらの歴史的文化遺産により本市の魅力を増すことが期待される。
- 熊本城入園者数の目標値は、築城 400 年祭や本丸御殿の完成等の影響もあり、目標値を上回る入場者となった。また、平成 21 年 1 月から第 2 弾の熊本城復元募金として、新「一口城主制度」を開始したところ、市内外から反響も大きく関心の高さがうかがえ、歴史遺産をまもるという気運につながっている。

②魅力ある都市景観をつくる

- 熊本らしい景観づくりのため、景観条例に基づく指導や、市民と一体となった地域景観づくりに努めており、市民意識調査における「良好な街並みと思う割合」は、目標値は達成してないが上昇傾向にある。

《参考》改訂版 第 2 次環境総合計画数値目標（抜粋）

項 目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
指定文化財件数	191件(累計)	202件(累計)	234件(累計)	244件(累計)※
記念館・文化施設入場者数	23,634人	27,707人	37,501人	41,000人※
熊本城入園者数	715,151人	796,162	1,710,201人	100万人
良好な街並みと思う割合（市民意識調査）	30.0%	31.5%	32.9%	50.0%

※は合併後の目標値

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- 今後も、本市の象徴である熊本城をはじめ、富含・城南・植木地域を含む多くの歴史遺産の保全と活用、文化・伝統芸能の継承や担い手の育成、郷土史や史跡に触れる機会の創出を通し、これまでまもり育ててきた歴史文化を継承するとともに、市民が郷土に対する親しみを高め、本市ならではの魅力を発信していく必要がある。
- 熊本らしい良好な景観を次世代へと継承するため、市民・事業者・行政が互いの役割を担い、良好な景観づくりを進めていく必要がある。

今後の方向性

歴史文化遺産の保全と活用・良好な景観の形成

4

さわやかで安心できる生活環境をつくる

【現状】

①さわやかな大気をまもる

二酸化窒素濃度は目標値を達成している。

また、市民意識調査における「空気のきれいさやにおい」に対する満足度は、基準値には達していない。

全国的ではあるが、本市においても、例年の光化学オキシダントの環境基準の未達成や、年によって黄砂及び春先の煙霧の影響により浮遊粒子状物質の環境基準が達成できない事態が発生している。

②騒音・振動のないまちをつくる

工場・事業場の立地の際には、環境に配慮した公害防止対策の実施を指導している。加えて、自動車騒音に関しては、幹線道路等の面的評価を実施し良好な結果となっている。

市民意識調査における「静けさ」に対する満足度は、目標値には達していない。

③有害化学物質による汚染を防ぐ

ダイオキシン濃度やベンゼン濃度は目標値を達成している。

④環境に配慮した交通を目指す

公共交通機関利用者数は年によって変動があるが、平成16年度以降は5,000万人台を推移している。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項 目		当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
二酸化窒素濃度（自動車排出ガス測定局） （国の環境基準再下限達成）		0.046ppm	0.047ppm	0.035ppm	0.04ppm
「空気のきれいさやにおい」への満足度 （市民意識調査）		54.3%	51.3%	56.0%	70.0%
自動車騒音環境基準達成率		平均75.5% (H13～17)	83.5%	85.0%	59.2%
「静けさへの」満足度（市民意識調査）		49.4%	48.3%	50.2%	70.0%
ダイオキシン 類濃度	大気（都市中心部）	0.16pg-TEQ/m ³ （都市中心部）	0.12pg-TEQ/m ³	0.04pg-TEQ/m ³	0.06pg-TEQ/m ³ 以下を維持
	土壌	4.6pg-TEQ/g （都市中心部）	0.89pg-TEQ/g	5.6pg-TEQ/g	250pg-TEQ/g 以下を維持
ベンゼン濃度（大気/沿道）		2.6μg/m ³	3.5μg/m ³	2.5μg/m ³	3.0μg/m ³ 以下
公共交通機関利用者数		6,637万人	5,678万人	5,374万人	増加

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- 今後も生活環境の保全のため環境基準の達成と保持を図るとともに、騒音・振動に対する規制の維持や、大気汚染監視の強化拡充が必要である。
- 低公害な車などの普及促進を図るとともに、公共交通機関の利用を促進するためのバス路線網再編や市電の利用環境の向上、自家用車から公共交通機関や自転車への転換を促進する環境整備に努める必要がある。

今後の方向性

生活環境の保全・環境意識の高いまちづくり・低炭素社会の実現

5 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる

【現状】

①ごみを減らす

1人1日当たりのごみ排出量については、着実に減少しており、目標値を達成している。

②リサイクルを進める

家庭ごみのリサイクル率については、市民の分別意識の高まりから上昇傾向にあるが、目標値には達成していない。

③ごみを正しく処理する

排出されたごみを適正に処理するための収集運搬体制の整備や処理施設の整備や管理、また排出者・処理業者に対する啓発・指導・監督を行っている。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項 目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
1人1日当たりのごみの排出量	1,345g/人・日	1,287g/人・日	1,037g/人・日	1,088g/人・日
家庭ごみのリサイクル率	16.5%	13.3%	16.5%	24.6%

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

ごみを可能な限り減らし、リサイクルできるものはリサイクルする持続可能な資源循環型社会の構築を目指し、廃棄物の適正な循環型ごみ処理体制を確立し、市民・事業者・行政が各々の役割を担いながら協働で取り組み、さらなるごみ減量・リサイクルを推進する必要がある。

今後の方向性

循環型社会の実現・実践するひとづくり

6 地球環境問題に地域から貢献する

【現状】

①地球温暖化を防ぐ

- 熊本市域全体の温室効果ガス排出量は、京都議定書への貢献を目指し、▲6%削減を目標値としていたが、達成は困難な見込みである。
- 市の事務・事業に伴う温室効果ガス排出量の目標達成は厳しい状況だが、平成22年10月のプラスチック製容器包装の分別収集の開始により、ごみ焼却に伴う排出量は削減されると考えられる。
- 世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に地域から貢献するため、「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」（平成22年3月）を策定した。

②オゾン層をまもる

- フロンなどオゾン層破壊物質についての適正な処理の啓発や事業者への適切な指導を行っている。

③酸性雨を防ぐ

- 降雨ごとのpH測定を行っているが、年平均4.6前後で酸性の状況が続いている。地域における酸性物質の排出の抑制対策とともに、広域的な対応が必要なため、共同研究による原因説明を進めている。

④国際協力を進める

- イクレイなどの国際的な環境関係団体や友好・姉妹都市との交流や国際会議への参加を通し、本市の施策に役立てるとともに、人や技術の交流を進め活動の発展を図っている。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
熊本市域全体の温室効果 ガス排出量 [注1] (平成2年度比 [3,576千t-CO ₂])	+9.4% [3,913千t-CO ₂] (H9)	+4.7% [3,743千t-CO ₂]	+3.8% [3,711千t-CO ₂] (H20)	-6.0% [3,361千t-CO ₂]
市の事務・事業に伴う 温室効果ガス排出量 (平成16年度比)	—	+0% [206千t-CO ₂]	-3.4% [199千t-CO ₂]	-13.4% [178千t-CO ₂]

【課題】

- 🌿 本市を低炭素都市へ転換し、地球温暖化の防止に地域から貢献するため、さらなる温室効果ガス排出削減に向けて、「熊本市低炭素都市づくり戦略計画」に掲げた4つの戦略に基づく取り組みを着実に推進する必要がある。
- 🌿 大気汚染等についての調査研究や、国内外における環境保全活動を通じた人材交流は、今後も引き続き行っていく必要がある。

今後の方向性

低炭素社会の実現・環境配慮の事業活動、日常行動・人材交流

7 自発的に実践する人を育てる

【現状】

①環境教育・学習を進める

- 出前講座やイベント等を通じた地域や家庭における学習の推進や、体験学習をはじめとした学校における環境教育の推進に努めているが、市民意識調査における「生活の利便性より地球環境保全を優先する」市民の割合は目標値には達していない。

②自発的な活動を進める

- 市民・事業者の日常生活における環境保全行動率は、全体的に目標値には達していないものの、事業者の低公害な車の利用や再生資源の積極的な利用は大きく上昇している。
- 事業所の環境マネジメントシステム導入数の目標達成は困難な見通しであり、ISO取得数も伸び悩んでいる。
- 市役所の率先行動は、全体的に目標達成している。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項目		当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
生活の利便性より地球環境保全を優先 (市民意識調査)		79.3%	80.9%	70.0%	90.0%
市民の環境保全 行動率 (市民意識調査)	風呂の残り湯の 再利用	41.9%	49.7%	42.3%	60.0%
	こまめな電源OFF	73.8%	74.4%	75.5%	80.0%
	公共交通機関利用	24.5%	24.2%	23.2%	30.0%
	再生品の購入	20.6%	21.6%	20.6%	60.0%
事業者の環境保全 行動率 (事業所実態調査)	空調の適温化(冷房 28℃ 暖房20℃)	69.0% (H8)	72.4%	65.4%	80.0%
	雨水利用施設の設置	6.5% (H8)	7.1%	5.2%	20.0%
	低公害な車の利用	3.3% (H8)	23.5%	25.7%	30.0%
	再生資源の 積極的利用	26.6% (H8)	60.2%	60.2%	70.0%
事業所の 環境マネジメントシステム導入数		134件 (ISO取得4)	75件 (ISO取得55)	142件 (ISO取得52)	300件 (ISO取得30)
市役所の率先行動	水使用量	356.3 (H13)	335.3万t	312.7万t	318.5万t以下
	燃やすごみ排出量 (ISO対象区域)	127.4 (H14)	113.5t	81.6t	100.0t以下
	リサイクル率 (ISO対象区域)	49.6% (H14)	48.8%	58.8%	55.0%以上
	グリーン購入率	一部の分野を除 き90%(H14)	全分野でほぼ 100%	全分野でほぼ 100%	グリーン購入 指針で毎年設定

※特に記載がなければ当初実績値はH11の数値

【課題】

- 🌿 環境問題は日常生活や事業活動に密接に関係しており、解決へ向けには一人ひとりの自発的な環境負荷の少ない行動の実践が必要である。
- 🌿 今後も市民・事業者の自発的な環境保全活動を促進していくため、より効果的な環境教育・学習等に努め、一人ひとりの行動・意識が地球環境の保全につながるという自覚を持てるような環境負荷の少ない社会づくりが必要である。

今後の方向性

環境保全活動を実践し、次世代の環境保全を担う人材を育成

8 活動の「輪」を広げ、「協働」の取り組みを進める

【現状】

① パートナーシップをつくる

- 市民・事業者・民間団体・市で構成される「エコパートナーくまもと」への参加者数は、環境フェアなど各種イベント等で広く入会の呼びかけを行っているが、組織や会費等の課題もあり目標値には達していない。
- くまもと環境フェアを「健康くまもと 21 推進市民会議」「熊本市民食農応援団」などの他の組織と連携しイベントを開催している。

② 様々な主体から情報を発信する

- 大気汚染の常時監視結果や地下水位情報等を環境情報掲示板や地下水情報板へ表示し、また、これらの情報を年報として取りまとめ市ホームページ等を活用し公表している。

《参考》改訂版 第2次環境総合計画数値目標（抜粋）

項 目	当初 実績値	H16年度 実績	H21年度 実績	目標値 (H22年)
エコパートナーくまもとへの 参加者数（会員数）H14.04～	個人 75人 団体 98団体	個人 176人 団体 95団体	個人 321人 団体 81団体	個人 350人 団体 160団体

【課題】

- 平成 22 年 4 月施行の自治基本条例において、本市における「協働のあり方」について市の考えを明確化した。今後はこの考えを基にエコパートナーくまもとをはじめ、市民・市民団体・事業者と行政がそれぞれの役割を果たしながら、協働による環境保全活動を推進していく必要がある。
- 協働の取り組みを更に拡充していくためには、環境保全活動を牽引していくリーダーの育成、環境保全に関する情報の共有・発信は引き続き強化していく必要がある。

今後の方向性

地域で環境保全活動を実践する機会の創出と情報交換・連携

9 環境に配慮した都市をつくる

【現状】

①環境に配慮したまちをつくる

- 環境紛争への対応として、開発事業の実施や中高層建築物の建築に際し、事業者に対し周辺住民への周知を指導しており、紛争が起こった場合は、協議・調整を行い、解決に努めている。
- 住民が住環境をまもりまちづくりに参加する制度（地区計画、建築協定、景観協定等）についての啓発・促進に努めている。

②事前配慮の仕組みをつくる

- 本市の公共事業について、事業構想・計画から設計・施行段階に至るまで、温暖化対策や資源の有効利用など環境負荷の低減、自然環境の保全、そして歴史的環境・生活環境の保全について配慮する「公共事業環境配慮指針（平成21年9月）」を策定、運用を開始した。
- 事業者が行う大規模開発について、環境配慮に関する適切な指導を行っている。

【課題】

- 合併による市域の拡大や、政令指定都市における行政区ごとの地域の環境特性に応じた良好な環境づくりを進めるための、環境配慮の仕組みづくりが必要である。
- 地球温暖化や生物多様性などの新たな環境問題に対して、迅速に情報を収集し、事前配慮や環境状況に沿った適応策を検討する必要がある。

今後の方向性

環境変化に対応できる事前の配慮と適応策の検討

第3章

計画の基本理念

- 1 計画の目指す都市像
- 2 基本理念 ～進むべき方向
- 3 計画の環境目標(基本計画)と
重点協働プロジェクト

1. 計画の目指す都市像

本計画では、市民、市民活動団体、事業者そして市が、協働で本市の良好な環境の保全と創造に取り組む際の目指すべき方向を、誰もがわかりやすい都市イメージとして共有できるよう、「目指す都市像」として設定します。

「目指す都市像」は、都市ブランド戦略の考えを踏まえ、豊かな自然環境をはじめとした本市の誇るべき環境資源を活かしながら、効果的に発信できるものとしします。

そして、この都市像に向かって各主体が環境の保全と創造に取り組むことによって、熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿「湧々都市くまもと」^{わくわく}の実現に寄与していきます。

写真又はイラスト

未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市

本市は、豊かな水と緑をはじめとする自然環境に恵まれた都市であり、古くから自然環境をまもり、活用しながら生活するとともに、自然に親しみ、学び、そしてその恩恵に感謝して暮らす「自然環境を大切にする文化」を育んできた都市です。

また、このような恵まれた自然環境を礎に、熊本城をはじめとする歴史的文化遺産や、城下町や地域で育まれた伝統文化など、様々な固有の文化が生活環境の中に息づき、大切に保存・継承されている、「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」を築いてきました。

このような中で、日常生活や社会経済活動において、環境に配慮し、優先する新たな価値観や生活文化を形成することによって、これまで大切に育み、築いてきた「自然環境を大切にする文化」や「歴史的・文化的環境をまもり伝える文化」に、「環境保全に向けた新たな価値観や暮らし方を創出する文化」が加わった、新たな都市の魅力を生み出す「環境文化」の創造が求められています。

本市は、「森の都宣言（昭和47年）」「地下水保全都市宣言（昭和51年）」「環境保全都市宣言（平成7年）」を行いながら環境の保全に取り組んできた経験を活かし、市民、事業者、市民活動団体と行政による協働と参画のもと、「環境文化」を育み、未来に向けて持続可能な都市として発展し続ける、世界に誇れる「環境文化都市」を目指します。

実 現

熊本市第6次総合計画で目指すまちの姿

わくわく
湧々都市くまもと

～ 九州の真ん中！人ほほえみ 暮らしうるおう 集いのまち ～

写真又はイラスト

2. 基本理念 ～進むべき方向

目指す都市像を実現するため様々な環境保全策に取り組んでいくにあたって、本市を取り巻く環境や社会の変化だけでなく、世界の環境問題や社会経済情勢など、考慮すべき課題は数多くあります。

それらの課題と、第2次環境総合計画の検証により課題を整理し、総合的視点で今後の方向性をまとめたものが「5つの基本理念」です。

市民、市民活動団体、事業者、市の各主体は、「5つの基本理念」を念頭におきながら、環境保全のための取り組みをともに考え、行動していきます。

5つの基本理念

- 1 豊かな自然と文化の保全と活用
- 2 環境の変化への対応と適応
- 3 環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり
- 4 環境と経済・社会の調和
- 5 環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり

基本理念 1

「豊かな自然と文化の保全と活用」

熊本市の豊かな自然、歴史・文化を世界に誇れる環境資源としてまもり育み、世界へ発信していけるまちづくりを行います。

本市は、自然と歴史・文化の薫りの中に近代的都市機能が集積しているという特徴を持った魅力あふれる都市です。

市民共有の財産の一つである清らかで豊かな地下水は、阿蘇外輪とそこから広がる白川中流域の田畑に育まれ、人口73万人を有する本市の上水道水源のすべてをまかなっており、適度なミネラルと炭酸を含んだ「おいしい水」として市民生活を支えています。

この地下水は、本市だけではなく周辺市町村を含む熊本地域において、特色のある風土や文化を育むとともに湧水群、河川、湖などの水環境に生きる様々ないのちを育てています。湧水を利用して栽培されている、水前寺もやし、水前寺せりなどの「ひご野菜」は、水の豊かな熊本市を象徴する農作物です。

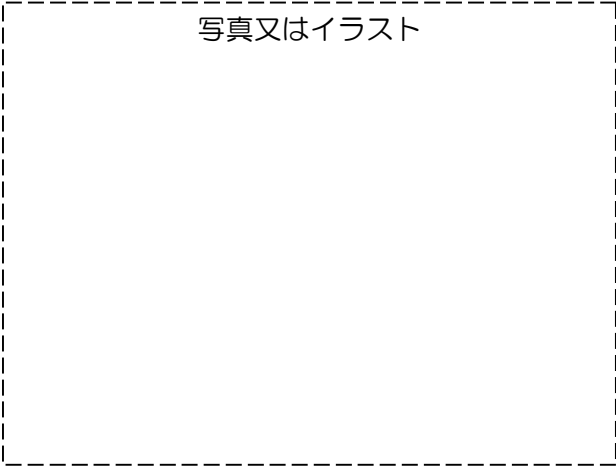
また、文豪・夏目漱石が「森の都」と称したように、まちなかには豊かな緑が点在し、幾多の癒しの空間が生活の身近なところに形づくられているところも特徴の一つです。

写真又はイラスト

さらに、これらの豊かな自然環境に培われ、まもり伝えられた歴史遺産や伝統文化も、本市の魅力的な環境資源です。400年以上前、加藤清正公によって築かれた豪壮雄大な熊本城は、偉大な歴史遺産として市民に愛され続けています。そして、熊本城を中心に城下町として栄えてきた本市には、多くの史跡名勝や工芸、芸能といった伝統文化などの歴史的文化遺産があります。

私たちは、本市固有の素晴らしい環境資源である自然や歴史・文化を、私たち市民共通の財産として、まもり、育み、そして未来へ伝えることによって、世界に誇れる環境文化都市を目指します。

そして、私たちが暮らしやすいまちづくりをするだけでなく、環境文化都市としての本市の魅力を東アジアをはじめとした世界に情報発信することによって、学術・文化交流や観光・ビジネスのパートナーとして世界から選ばれる都市となり、相互の知恵と技術が結集した持続可能な都市として発展し続けることを目指します。



写真又はイラスト

基本理念 2

「環境の変化への対応と適応」

地球や都市を取り巻く環境の変化に対して正確な情報収集と発信を行い、状況に応じた適切な対応と適応に努めながら、循環型・低炭素・自然共生社会を形成します。

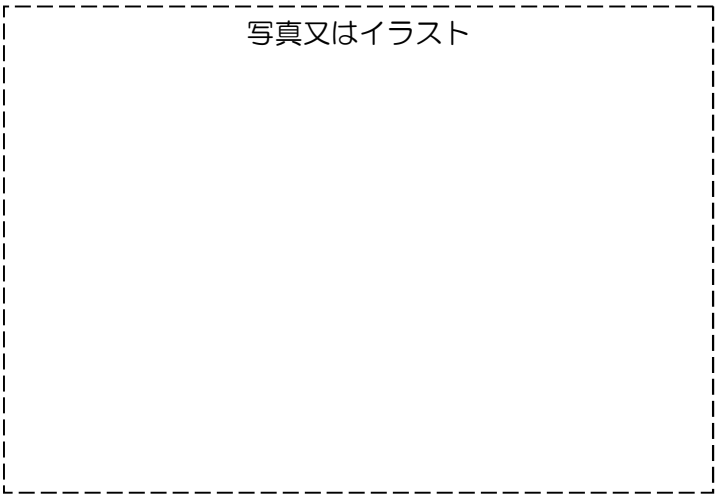
現代社会において、私たちは多くのエネルギー消費に支えられ、豊かで便利な暮らしをしてきました。その結果、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など、地球規模での環境問題が深刻化し、世界共通の課題となるとともに、東アジア地域においては、大陸から日本へ飛来する黄砂や大気中の水銀の量の増大が懸念されています。

また世界の多くの都市では、人口集中や自動車の急速な普及、廃棄物や生活排水など生活環境の悪化が問題になるとともに、都市化の進展による自然環境の破壊やヒートアイランド現象なども私たちの生活に大きな影響を与えています。本市においても、近年の都市化の進展などにより、豊かな水や緑などの自然環境の保全が難しくなっています。

このように危機的な状況にある地球環境、都市環境の変化に対応するため、本市は、廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などにより、新たな資源の採取を最小化し、環境への負荷を抑える「循環型社会」、化石エネルギーからの脱却などにより温室効果ガス排出量を削減した「低炭素社会」、そして、生物多様性の適切な保全、自然に調和した社会経済活動、様々な自然とのふれあいの創出により自然の恵みを享受し継承する「自然共生社会」の形成に努めていきます。

加えて近年は、連続する猛暑日や集中豪雨などの異常気象が多く見られ、地球温暖化やヒートアイランド現象による気候への影響が懸念されており、地球温暖化を抑制する緩和策だけでは安全・安心な暮らしへの対応は難しい状況となってきました。

そこで、今後起こりうる事象を想定した適応策として、情報収集や危機管理体制の強化を図るとともに、水害や土砂災害、高潮災害に対応できる都市整備や、熱波による健康被害や感染症の予防、気候帯の北上による農水産物の収穫量や品質の低下に適応した農業政策など、新たなまちづくりにも取り組んでいきます。



写真又はイラスト

基本理念 3

「環境負荷の少ない社会の変化に応じた都市づくり」

環境負荷の少ない、少子高齢化にも対応できる多核連携型の都市構造への誘導や、新たな行政区ごとの自然や文化などの地域の環境特性に応じたまちづくりを行います。

環境負荷の少ないまちづくりを行うためには、人にも地球にもやさしい都市構造や交通システムに転換していく必要があります。

また、少子高齢化の進展とともに本格的な人口減少社会を迎え、これまで以上に様々な世代が快適で暮らしやすい都市のあり方が求められています。

そこで本市では、将来においても暮らしやすい持続可能な都市の実現のため、だれもが身近な場所で様々なサービスを楽しむことができるような集約されたまとまりのある地域の形成を進めます。

具体的には、市域及び都市圏全体の拠点である商業、業務、文化など様々な機能が集積する中心市街地と、行政・商業など生活サービス機能が充実した地域拠点や生活拠点で構成する複数の地域生活圏の形成を図ります。

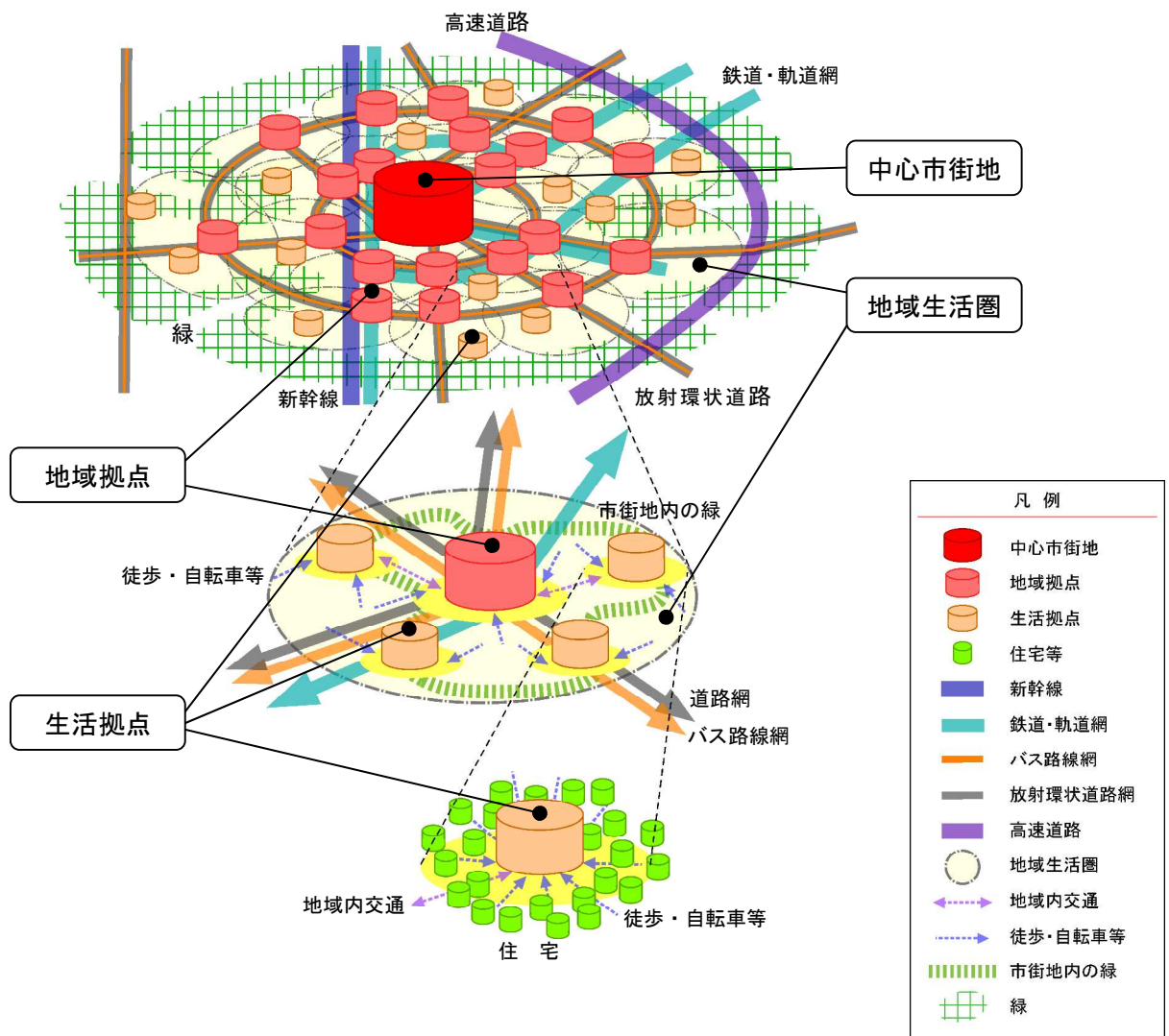
そして、地域拠点と中心市街地は、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互は公共交通や幹線道路で結ばれている、地域生活圏が相互に連携した多核連携型の都市構造を目指します。

さらに地域生活圏では、できるかぎり徒歩や自転車で日常生活が営めるような地域づくりを進めます。

また、これからは政令指定都市における行政区という新たな地域単位によるまちづくりを行っていく必要があります。

今後、5つの行政区ごとのまちづくりを進めていく中で、それぞれの地域の自然や歴史・文化、産業等の環境特性を活かした地域のまちづくり計画の作成や、環境保全の取り組みを推進するための地域エコリーダーの育成など、環境に視点を置いた地域のまちづくりを推進していきます。

■都市空間の全体イメージ図



基本理念 4

「環境と経済・社会の調和」

持続可能な社会を形成するために、環境保全活動と経済活動、市民生活が調和した社会をつくります。

これからの環境保全への取り組みは、大きな経済効果や雇用効果を生み出すと期待されており、米国のグリーン・ニューディール政策をはじめとして、世界的に環境・新エネルギービジネスに対する期待は大きな高まりを見せています。

わが国においても、地球温暖化対策を進めることにより、エネルギー部門、生活関連や運輸部門、そしてまちづくりなど幅広い分野で新しい需要が生まれると期待されています。

写真又はイラスト

これまでは、多くの消費者が便利さ、快適さを追求したライフスタイルを優先し、環境に負荷の少ない商品よりも価格の安さなど自らの生活に都合の良い商品を購入するといった消費行動や、環境にやさしい公共交通機関よりも便利な自家用車へ過度に依存する行動をとっていました。

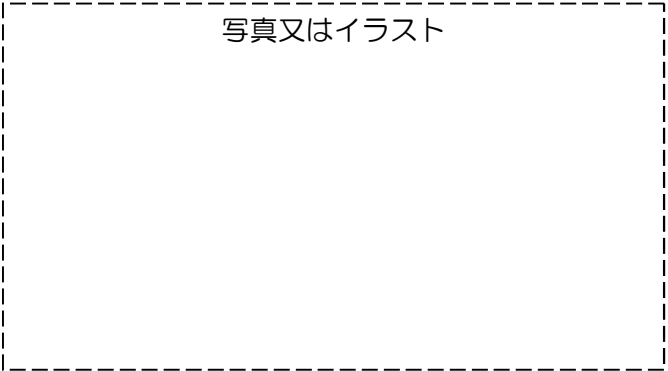
このような消費行動により、利益が優先される市場経済においては環境保全の取り組みは企業の経済的発展と両立しないといった考えが先に立ち、企業の環境関連分野への積極的な参入の妨げとなっていました。

しかし、環境問題が地球規模での課題と捉えられるようになり、社会や人々の環境保全に対する機運が高まってきたことから、もはや持続可能な社会の形成において環境の保全と経済の発展は切り離すことはできず、逆に環境関連分野の産業が、今後の経済成長を大きく牽引していく役割を果たすとの期待が寄せられています。

今後は、地域における経済活動においても、環境保全に視点をおいた取り組みが必要となってきました。そこで、例えばエコツーリズム、グリーンツーリズムといった新たな観光や農業、さらには循環型社会の形成をサポートするような新産業といった、環境保全活動と経済活動が両立できる新たなビジネスモデルの創出を支援していきます。

具体的には、新たな環境関連産業を産み出すための地域や市民団体、事業者等の情報交換の場の提供や、新製品・新技術の研究開発に関する支援を行うなど、事業者が積極的に環境関連分野に参入できる環境づくりに努め、環境負荷の少ない経済活動を支援するしくみづくりを行っていきます。

そして、何より自分達が暮らし、働く都市の環境、そして地球環境を安全で快適な状態に保つため、市民が自らの消費行動や経済活動を見直すような働きかけを積極的に行っていきます。



写真又はイラスト

基本理念 5

「環境文化都市を推進するひとづくり・まちづくり」

環境保全活動を実践する市民や次世代の環境保全を担う人材を育成する、「ひとづくり」「まちづくり」を推進します。

近年、クールビズやアイドリングストップ、マイバッグなどの環境に関する言葉は、徐々に市民生活に浸透してきています。

しかし、実際の市民の日常生活においては、そのような環境に関する取り組みについての知識があったとしても、「面倒だ」「お金がかかる」などの理由から、すべての人が環境保全活動の必要性を認識し、実践しているとは言い難い状況です。

このような中、環境保全活動の実践を促すためには、まずは環境保全意識の醸成が不可欠です。

そこで、学校での環境教育・学習だけではなく、様々な年代・性別・ライフステージ別の環境教育・学習機会の場を通して、地球環境や地域の環境課題について考える機会を提供し、自発的な環境保全行動・活動の実践につなげ、それが家庭、地域、職場など、社会全体に浸透するようしくみづくりを進めていきます。

写真又はイラスト

一方で、人口減少、少子高齢化の進展は、経済活力の低下だけではなく、環境保全活動の担い手の減少にもつながってきています。次世代の環境保全を担う人材の育成には地域コミュニティの活用も欠かせません。

現在、市内各校区では自治協議会や自治会などを中心とした地域の環境美化活動やリサイクル、緑化など、様々な活動が展開されています。また環境に配慮した取り組みをはじめている事業者も多くなってきました。そこで、更に新たな環境保全活動の人材発掘、育成につなげるため、これらの活動団体や事業

者が、活動に関する情報を積極的に発信し、相互に連携できる機会を創出していきます。

また、社会が複雑化し、価値観が多様化してきた現代においてまちづくりを進めるためには、従来の行政サービスによる対応だけでは限界が生じてきています。

そこで、これからのまちづくりにおいては、[※]「新しい公共」の担い手である市民、NPO、ボランティア団体、地域団体、事業者等の市民公益活動団体の役割が非常に重要であり、この多様な主体と行政が協働でまちづくりに取り組むことが不可欠となってきました。

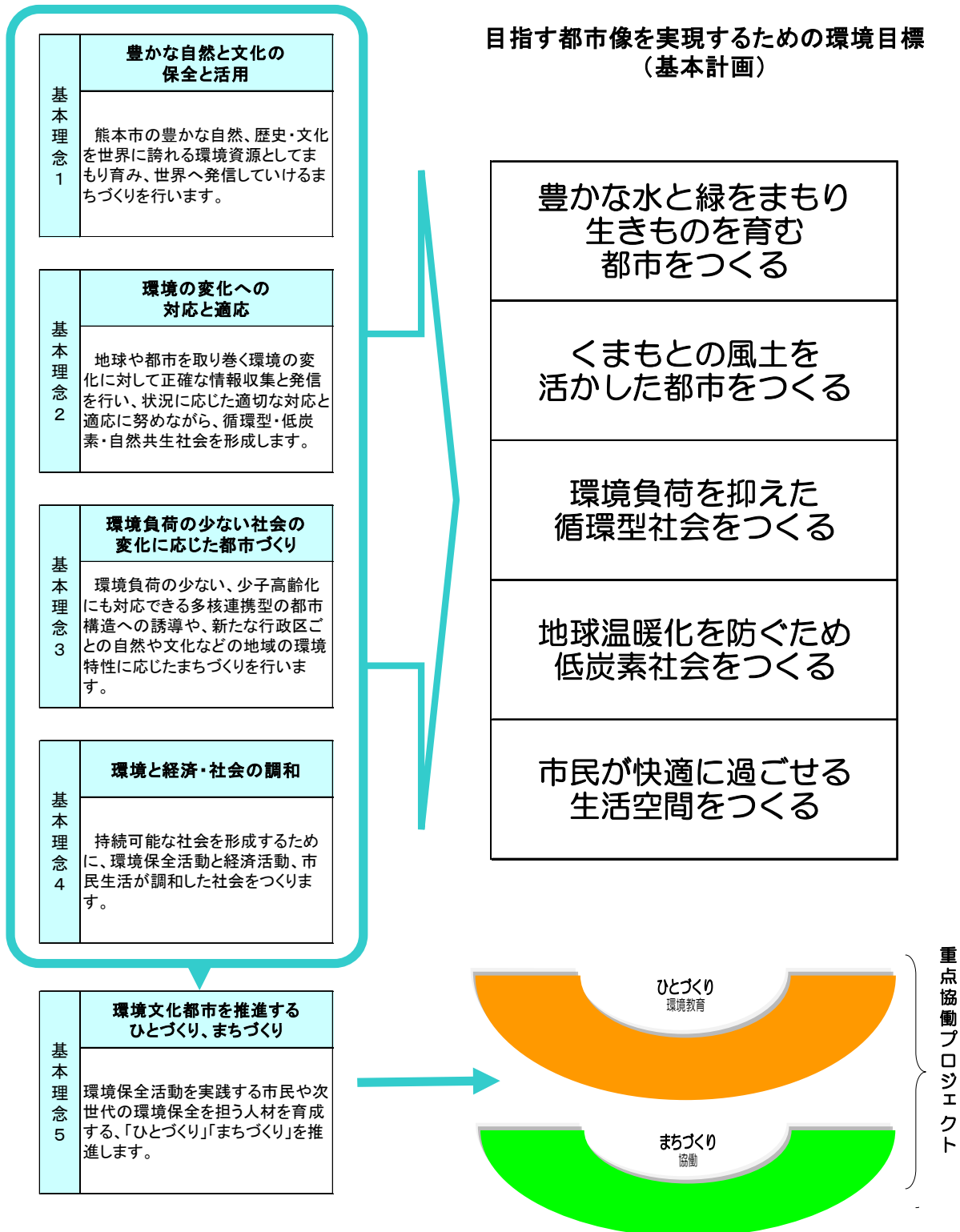
特に、基本理念4でも述べたとおり、今後は地域の特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから、まちづくりに必要な様々な施策を“環境”という視点から捉え、多様な主体と行政との協働による新しいまちづくりが行えるよう、その取り組みについても推進していきます。

※「新しい公共」：行政、市民、NPO、ボランティア団体、地域団体、事業者等の多様な主体が互いに連携して、共に「公共」を担っていくという新しい考え方（社会観）

引用：「新しい公共」の支援に関する提言書
＜熊本市新しい公共検討委員会編＞（H22.02）より

写真又はイラスト

3. 計画の環境目標（基本計画）と重点協働プロジェクト



第4章

基本計画

- 1 基本計画体系
- 2 基本計画
- 3 重点協働プロジェクト

1. 基本計画体系

	環境目標	中目標
1	豊かな水と緑をまもり 生きものを育む都市をつくる	1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる
		1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる
		1-3 人と生きもののつながりについて学び、まもる
2	くまもとの風土を 活かした都市をつくる	2-1 歴史文化をまもり、育てる
		2-2 魅力ある都市空間をつくる
3	環境負荷を抑えた 循環型社会をつくる	3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる
4	地球温暖化を防ぐため 低炭素社会をつくる	4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する
5	市民が快適に過ごせる 生活空間をつくる	5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心なくらしをまもる

小目標

1-1-1	豊かな地下水をまもる
1-1-2	清らかな地下水をまもる
1-1-3	広域的な連携を進め情報を発信する
1-2-1	緑をまもる
1-2-2	新たな緑をつくる
1-3-1	自然とのふれあいを進める
1-3-2	生きものを育む自然環境をまもる
2-1-1	歴史的文化遺産等を保護し、継承する
2-1-2	環境資源等を活かした産業を育てる
2-2-1	自然や歴史を活かした都市景観をつくる
2-2-2	市民の憩いの場となる公園を整備する
2-2-3	安全で快適な道路環境を確保する
2-2-4	事前配慮の仕組みをつくる
3-1-1	ごみを減らし、リサイクルを推進する
3-1-2	ごみを適正に処理する
4-1-1	省エネルギー・創エネルギーを推進する
4-1-2	環境にやさしい交通を推進する
4-1-3	低炭素型ライフスタイルを実践する
4-1-4	資源を有効に活用する
5-1-1	さわやかな大気をまもる
5-1-2	騒音・振動のないまちをつくる
5-1-3	河川や海の水質をまもる
5-1-4	有害化学物質による汚染を防ぐ
5-1-5	安全・安心な暮らしをまもるため体制を整える
5-1-6	安全・安心な暮らしをまもるため調査研究し情報を発信する

2. 基本計画

目指す都市像を実現するための5つの環境目標に対する成果指標に加え、本計画の全体的な目標として、以下の項目を成果指標として設定します。

これは、熊本市第6次総合計画の分野別施策における環境分野（第6章）の成果指標となっています。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
良好な環境が守られていると感じる市民の割合	66.1%	75.0%



目標1

豊かな水と緑をまもり生きものを育む都市をつくる

水は、万物を育み、私たちの生活に欠くことのできない貴重な資源です。

緑は、二酸化炭素の吸収やヒートアイランド現象の緩和など都市に潤いをもたらすとともに、私たちの心を癒してくれます。

豊かな水と緑の恵みに感謝し、その恩恵を将来にわたり享受していくことのできる都市をつくっていきます。

そして、生きものの個性とつながりに着目し、様々な生きもののたくさんの恵みによって私たちの「いのち」と「くらし」が支えられていることを学び、生きものをまもるために考え、行動していきます。

1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる

基本目標

清らかで豊富な地下水を守り伝える

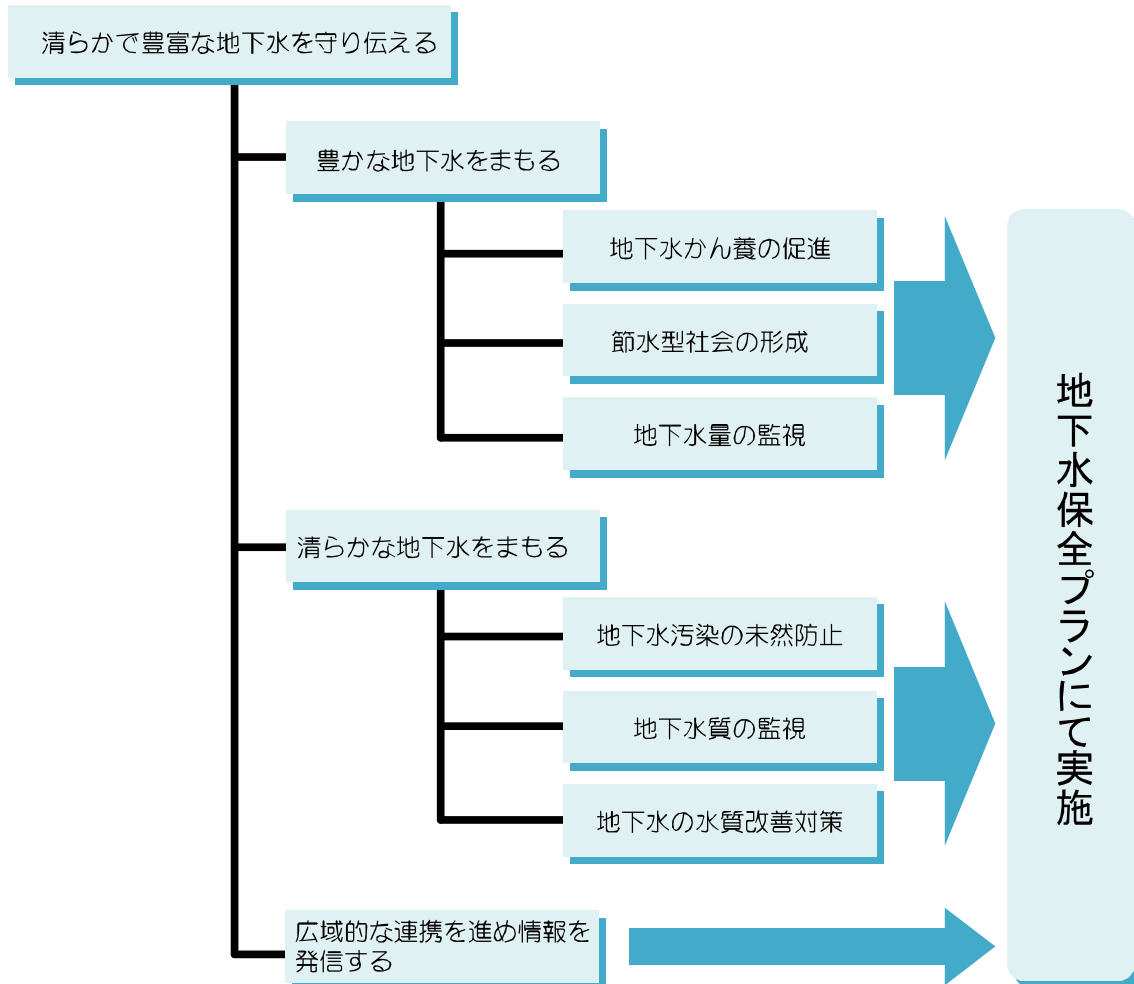
取り組みの方向性

- ・熊本市地下水保全条例（平成20年7月改正）に基づき、市民・事業者・市が一体となった水質・かん養・節水の総合的な地下水保全の取り組みを推進します。
- ・熊本地域の地下水保全に関し活動する既存組織を一元化し、新たな推進組織として、住民・事業者・行政（県及び11市町村）が一体となった広域的な地下水保全事業を推進します。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
地下水が市民共有の財産として 守られていると感じる市民の割合	51.9%	70.0%

施策の体系



《実施計画について》

- 熊本市地下水保全プラン
- 第2次熊本市硝酸性窒素削減計画
- くまもと水ブランド創造プラン

《関連計画等について》

- 熊本市農水産業計画

主な取り組み

1-1-1 豊かな地下水をまもる

●地下水かん養の促進

地下水かん養対策として、地下水かん養能力の高い白川中流域の転作田を活用した地下水かん養事業を継続して実施するほか、新たな地下水かん養対策を行います。

河川流量の安定と地下水かん養を目的に河川の上流域や地下水かん養域に水源かん養林を整備します。

●節水対策

節水市民運動を引き続き展開し、家庭用水を中心に水使用量の削減を行います。

雨水貯留施設の設置促進を図るなど、節水に配慮した機器（設備）の普及を推進します。

●地下水量の監視

地下水位を観測して地下水量の状況を把握します。また、毎年度、熊本市内の地下水採取量の調査を行い、採取量を把握します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
地下水人工かん養量	H21	1,583 万m ³	H25	3,000 万m ³
地下水採取量削減量	H20	8,923万m ³	H25	10468万m ³
市民一人一日あたりの家庭用水使用量	H21	237ℓ/人・日	H25	230ℓ/人・日

市民の役割

- ・本市が市民協働で展開する節水市民運動に積極的に参加し、こまめな蛇口の開け閉めや節水器具の取り付け等により、使用水量の削減に取り組みます。
- ・住宅等建築物の新築・増改築等にあたっては、節水型トイレ等の節水に配慮した給水設備を導入します。また、その土地のかん養機能を損なうことのないよう、雨水浸透施設を設置します。特に、地下水かん養促進地域においては、かん養対策に積極的に取り組みます。

市民活動団体の役割

- ・節水パートナーシップ会議等を中心として、節水市民運動を展開します。
- ・水源の森づくりボランティアを育成し、その自主活動を支援します。

事業者の役割

- ・本市が市民協働で展開する節水市民運動に積極的に参加し、こまめな蛇口の開け閉めや節水器具の取り付けなどにより、使用水量の削減に取り組みます。
- ・建築物の新築・増改築等にあたっては、節水型トイレ等の節水に配慮した給水設備や循環・再利用装置等を導入します。また、その土地の地下水かん養機能を損なうことのないよう、雨水浸透施設を設置します。特に、地下水かん養促進地域においては、かん養対策に積極的に取り組みます。
- ・年間3万 m^3 を超える地下水を採取する大規模採取者においては、熊本市地下水保全条例で定められた節水計画書の作成、実施及び報告並びに、地下水かん養報告書の提出を行い、節水や地下水かん養等地下水保全への責務を積極的に果たします。

市の役割

- ・地下水の水量を常時監視し、地下水の状況や取り組みに関する情報を広く提供していきます。
- ・市民協働で節水市民運動を展開し、節水型社会の形成を進めます。
- ・広域連携により地下水かん養対策を推進するとともに、市民・事業者が行う地下水かん養対策を支援します。
- ・公共施設における節水型機器や雨水浸透施設の設置を進めます。
- ・雨水や下水処理水の有効利用を推進し、地下水採取量の削減を推進します。
- ・熊本市地下水保全条例を適切に運用します。

1-1-2 清らかな地下水をまもる

●法令等に基づく地下水汚染の未然防止対策

水質汚濁防止法（以下「水濁法」という。）等に基づく工場・事業場の設置時の事前審査制度や開発許可の申請時の事前指導制度等を活用するとともに、有害物質等を使用する工場・事業場に対して、適宜、立入調査等を行い、地下水汚染の未然防止対策を徹底します。

●地下水質の監視

県、近隣市町村及び水道事業者並びに熊本地域で自主的な地下水質監視を行っている事業所等と連携して、熊本地域の全体的な水質の監視体制や危機管理体制を整備します。

●地下水の水質改善対策

汚染された地下水質の改善を図ります。特に、地下水中の硝酸性窒素濃度を改善するため、土壌への窒素負荷量の削減対策を推進します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
硝酸性窒素濃度	H21	10mg/ℓ を超過した井戸の割合17.2% 122本中21本	H25	10mg/ℓ を超過した井戸の割合が指標井戸の5 % 以下になること

市民の役割

- ・公共下水道整備区域内では、生活排水を公共用下水道へ接続します。また、公共下水道整備区域外では、合併処理浄化槽又は高度処理型合併処理浄化槽を設置します。浄化槽の利用にあたっては、適切な維持管理を行い、処理水が地下に浸透しないようにします。
- ・台所の油をそのまま排水口に流さないなど、生活の中で、水を汚さないようにします。

市民活動団体の役割

- ・各地域で実施されている「河川の清掃活動」を支援します。

事業者の役割

- ・地下水汚染を未然に防止するため、有害物質等を適正に使用・保管・廃棄します。
- ・農業者においては、硝酸性窒素の濃度低減のため、肥料の適正使用や、家畜排せつ物の適正処理等を行います。

市の役割

- ・地下水の水量及び水質を常時監視し、地下水の状況や取り組みに関する情報を広く提供していきます。
- ・熊本市地下水保全条例を適切に運用します。
- ・水濁法等の関係法令を適切に運用し、地下水汚染の未然防止を図るとともに、既に汚染されている地下水に対して適切に対応します。
- ・地下水を共有する熊本地域の各市町村や熊本県、地下水利用者その他関係団体と連携し、地下水かん養の促進や硝酸性窒素の濃度低減等に向けて地下水保全を推進します。
- ・大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。

1-1-3 広域的な連携を進め情報を発信する

●広域連携による地下水保全

熊本県と熊本地域11市町村で構成する熊本地域地下水保全対策会議と連携し、熊本地域が一体となった地下水保全対策を推進していきます。

上流域との交流や情報の提供、地下水都市の魅力発信及び担い手育成を推進していきます。

市民の役割

- ・地下水の現状に関心を持ち、地下水に関する情報を家庭・職場等で伝達します。また、地域やNPO等が行う水保全活動に積極的に参加します。
- ・環境にやさしい農業に取り組んでいる農家の活動を支援するため、地下水をかん養した農産物や有機農産物等の環境に配慮した方法で生産された農産物を積極的に購入します。

市民活動団体の役割

- ・水源の森づくりボランティアを育成し、その自主活動を支援します。
- ・白川中流域水土里ネット協議会が主催する「田んぼの学校」を支援します。

事業者の役割

- ・地下水の現状に関心を持ち、地下水に関する情報を事業所内で伝達しあいます。また、地域やNPO等が行う水保全活動に積極的に参加します。

市の役割

- ・大学等の研究機関と連携協力して、地下水保全対策に関する調査研究に取り組みます。
- ・熊本の地下水の魅力を広く内外に情報発信します。

1-2 自然豊かな「森の都」をまもり、育てる

基本目標

水と緑と心豊かな「森の都」熊本をつくる

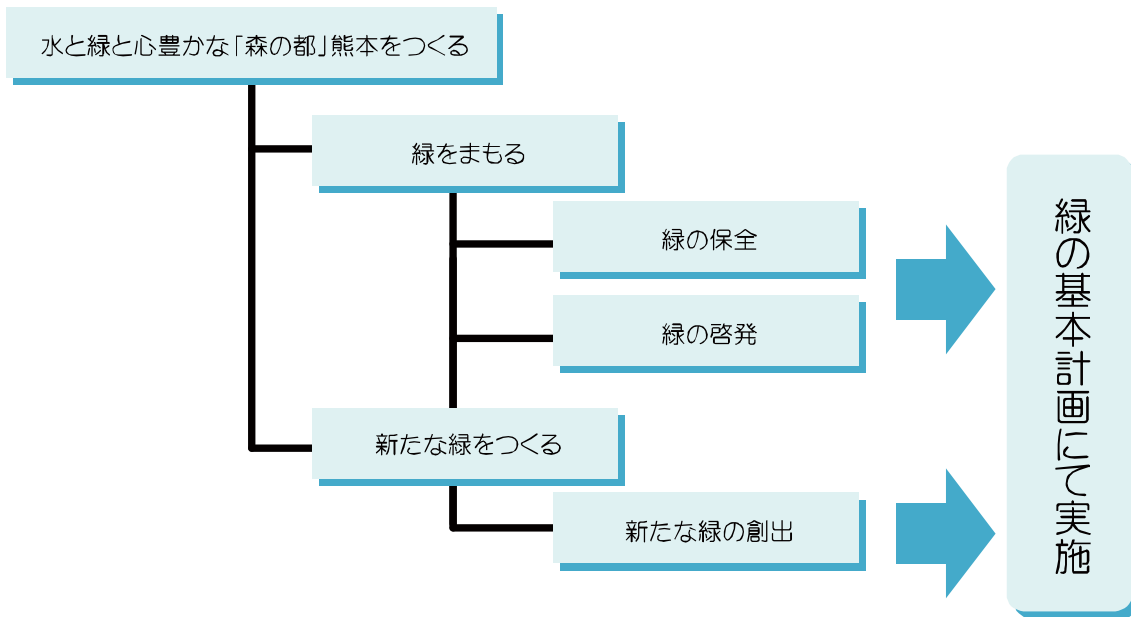
取り組みの方向性

- ・緑の保全と緑化の推進に努めます。
- ・市街地における緑化の機運を高め、緑化スペースの少ない街なかに新たな緑を創出していきます。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
街なかに緑が多いと感じる市民の割合	69.9%	82.0%

施策の体系



《実施計画について》

- 熊本市緑の基本計画

《関連計画等について》

- 熊本市景観計画
- 熊本市地下水保全プラン
- 熊本市農水産業計画

主な取り組み

1-2-1 緑をまもる

●緑の保全

市街地を取り巻く山々や水辺などの緑の保全に努めるとともに、身近に残された良好で貴重な緑地を保全するために、環境保護地区や保存樹木の指定を行います。

●緑の啓発

市民に緑や緑化活動に関しての情報を伝えるとともに、自然や緑に親しみを増すイベントなどを行い、緑化意識の高揚を図ります。

市民の役割

- ・地域の緑を大切にし植樹や緑地をまもる活動に参加します。
- ・緑をまもるための基金に協力します。

市民活動団体の役割

- ・地域における貴重な緑地や樹木の保全活動をします。

事業者の役割

- ・行政や自然保護団体が行う植樹や緑地をまもる活動に参加・協力します。
- ・緑をまもるための基金に協力します。

市の役割

- ・市域に残された貴重な緑地や樹木の保全に努めます。
- ・公園や道路、河川など公共地の緑を保全します。
- ・緑の月間植樹の集いや緑化市民運動などの啓発により、緑化意識の高揚に努めます。

1-2-2 新たな緑をつくる

●新たな緑の創出

地域の緑の拠点となる学校・公共施設の緑化を図るとともに、民有地緑化や街なかにおける屋上・壁面緑化、市電軌道敷緑化などを推進します。

また、うるおいと安らぎのある快適な環境づくりのため、自治会・公共施設等に花苗の配布を行うとともに、主要交差点等、市街地における花壇の管理を行います。

市民の役割

- ・家庭の庭やベランダなどでの樹木や花の植栽に努めます。
- ・新たな緑を創出するための基金に協力します。

市民活動団体の役割

- ・地域の景観形成のため、道路沿線や公園、広場など、公共性のある場所に樹木や花などを地域一帯となって植栽し、緑化を推進します。

事業者の役割

- ・屋上緑化や緑地帯の整備など、事業所内での緑化に努めるとともに、地域で行われる植樹活動に参加するなど、積極的に緑化に取り組みます。
- ・新たな緑を創出するための基金に協力します。

市の役割

- ・地域の緑化を推進するため、植栽の助成や苗木等の配布を行うとともに、市民活動団体が行う緑化活動を支援します。
- ・街なかの新たな緑の創出のため、屋上緑化助成の拡充や市電緑のじゅうたん事業などを推進します。
- ・公園や道路、河川など公共地の緑化を進めます。
- ・緑の現況を把握するために、緑被率調査に取り組みます。
- ・本市の緑豊かなまちづくりの指針となる熊本市緑の基本計画を改定します。

1-3 人と生きもののつながりについて学び、まもる

基本目標

様々な生きものとその恵みに感謝し、自然と共生する豊かなまちをつくる

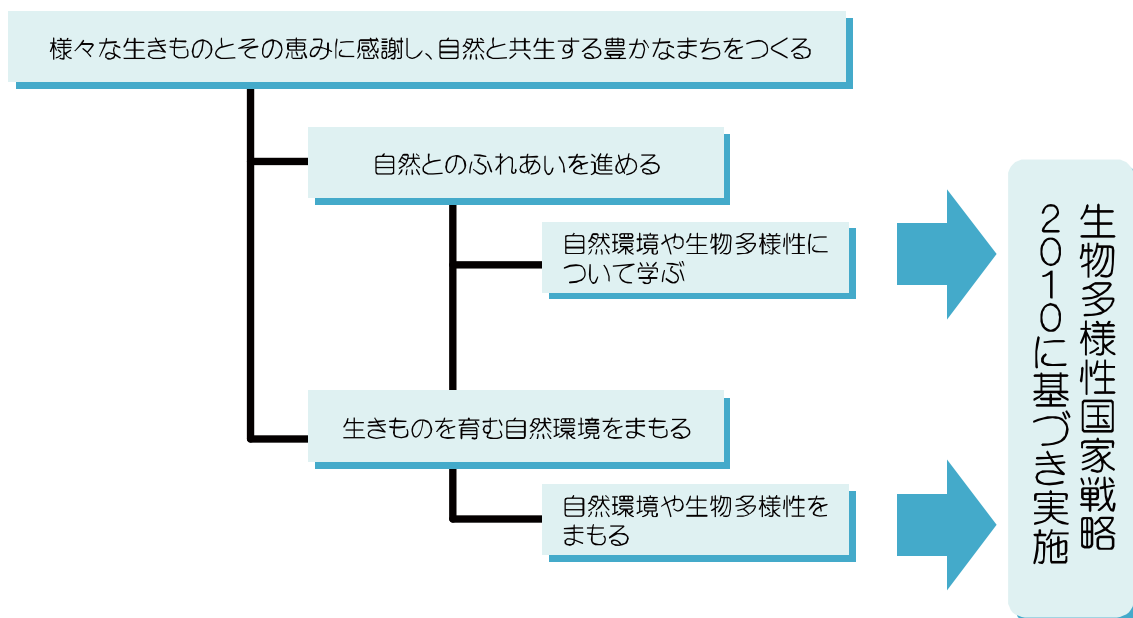
取り組みの方向性

- ・自然とのふれあいをとおして、生物多様性や自然環境について学びます。
- ・生物多様性や自然環境をまもり、次の世代へと引き継いでいきます。

成果指標

項目名	現況値(H23)	目標値(H32)
生物多様性について知っている 市民の割合	—	増加

施策の体系



《関連計画等について》

- 生物多様性国家戦略 2010
- 熊本県生物多様性保全戦略(策定中)

主な取り組み

1-3-1 自然とのふれあいを進める

●自然環境や生物多様性について学ぶ

生物多様性からもたらされるたくさんの恵みによって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「くらし」が支えられています。生きものが持つ個性とつながり、さらにはその恵みについて学びます。そして、生物多様性の保全の必要性について啓発を図ります。

市民の役割

- ・自然環境や生物多様性の意義について学びます。

市民活動団体の役割

- ・自然環境や生物多様性の意義について情報提供をするとともに、一般の市民が参加できる自然観察会などを企画し生物多様性について学ぶ機会をつくります。

事業者の役割

- ・自然環境や生物多様性の意義について学び、事業所内での啓発に努めます。

市の役割

- ・自然とふれあう場を提供するために、立田山憩の森やふれあいの森林などの森林、江津湖などの水辺、公園などを適切に管理します。
- ・生物多様性の認知度を更に高めるため、生物の多様性について学ぶ機会を提供するとともに、生物多様性の保全の必要性について情報発信します。
- ・外来予防三原則「入れない・捨てない・拡げない」を普及・啓発するとともに、外来生物による被害を予防することに努めます。
- ・学校等における生物多様性についての環境教育を推進します。
- ・自然環境に関する調査・研究を行います。
- ・国や県が策定する生物多様性地域戦略を踏まえ、本市の生物多様性地域戦略の策定について検討します。

1-3-2 生きものを育む自然環境をまもる

●自然環境や生物多様性をまもる

生物多様性がもたらす恵みを将来にわたって受け取ることができるように、生きものとその生息環境、さらには生態系のつながりも含めて守ります。

市民の役割

- ・身近な自然環境を保全する活動を行うとともに、行政や市民活動団体が行う自然環境や生物多様性の保全の取り組みに参加・協力します。
- ・外来生物を持ち込まないようにします。

市民活動団体の役割

- ・自然環境や生物多様性を保全するための活動を行います。

事業者の役割

- ・自然環境保全活動を行うとともに、行政や市民活動団体が行う自然環境や生物多様性の保全のための取り組みに参加・協力します。
- ・生物多様性に配慮した開発計画や材料の選択など、生物多様性に配慮した事業活動を行ないます。

市の役割

- ・金峰山や立田山、雁回山、江津湖などの緑の拠点をはじめ、環境保護地区や保存樹木など生きものの生息・生育地となる緑地の保全に努めます。
- ・市民活動団体などが行なう自然環境保全活動を支援・協力します。
- ・国や県、市民活動団体などと連携し、自然環境を保全します。
- ・生物多様性に配慮した公共事業の推進に努めます。



目標2

くまもとの風土を活かした都市をつくる

熊本城は、貴重な歴史遺産であるとともに、熊本市の象徴であり、市民の誇りでもあります。

また、城下町として栄えてきた本市には、熊本城以外にも史跡名勝や伝統芸能など多くの歴史的文化遺産があります。

これらの本市の環境を礎として育まれた歴史文化を大切にまもりながら、自然環境と調和したまちづくり、景観づくりを行っていきます。

そして、地域の特色を活かしながら、公園や道路など質の高い公共空間や快適な住環境を整えるため、環境を視点とした配慮を行っていきます。

2-1 歴史文化をまもり、育てる

基本目標

歴史文化遺産や自然などの環境資源を活かした、魅力あふれるまちをつくる

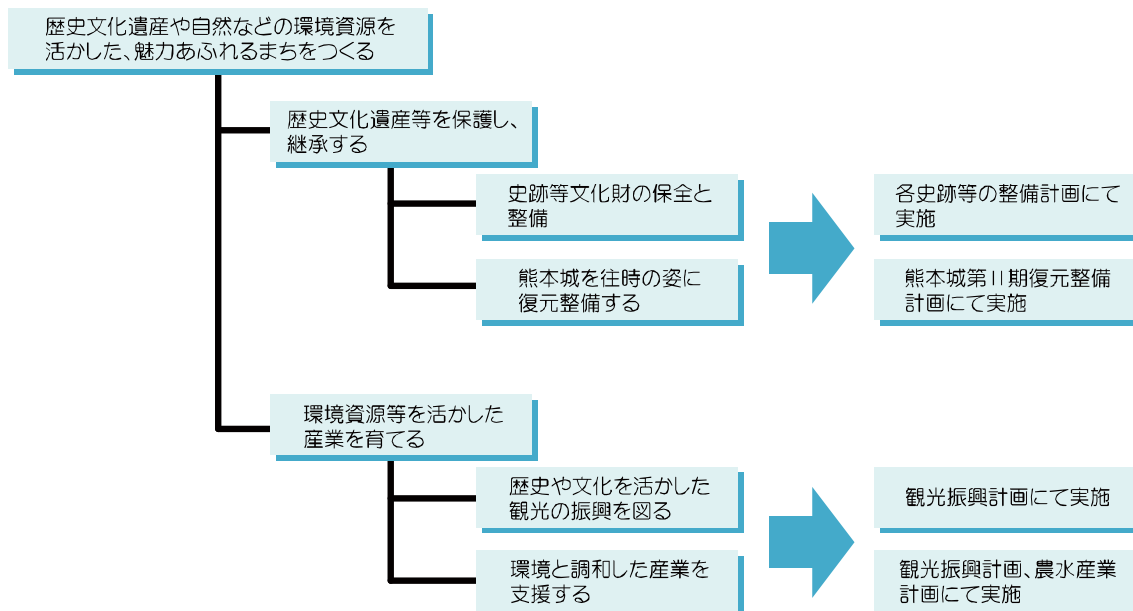
取り組みの方向性

- ・ 史跡などの歴史的文化遺産を保護し、適正な保存整備を進めます。
- ・ 復元整備を進めている熊本城を核とし、本市の自然環境などを活かした観光資源のさらなる魅力の向上を図ります。
- ・ 環境分野の新産業や環境負荷の低減に努める農水産業を支援します。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
過去1年間に歴史的文化遺産に触れた市民の割合	49.8%	62.0%

施策の体系



《関連計画等について》

- 熊本市文化芸術振興指針
- 熊本城第Ⅱ期復元整備計画
- 熊本市観光振興計画
- 熊本市農水産業計画

主な取り組み

2-1-1 歴史的文化遺産等を保護し、継承する

●史跡等文化財の保存と整備

本市の自然環境・風土に育まれた有形文化財や史跡・名勝・天然記念物などの市民共有の貴重な歴史的文化遺産を調査し、適正に保存します。

また、伝統芸能などの無形文化財については、継承・保存を支援します。

●熊本城を往時の姿に復元整備する

加藤清正が築城した98ヘクタールの城郭全体を対象に、往時の姿に復元整備し、本市固有の歴史遺産としての価値をさらに高め、城下町としての美しいまちの姿を継承していきます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
熊本城復元整備基金への募金額	H21	3億8千万円	-	7億円
指定文化財件数	H21	234件	H30	300件

市民の役割

- ・文化財への理解を深め、大切にするとともに、清掃などのボランティアとして活動します。
- ・熊本城をはじめとする観光施設で、落書きをしない、ごみを捨てないといったマナーを守るとともに、清掃などのボランティアとして活動します。

市民活動団体の役割

- ・地域にある文化財保存のための活動を行います。
- ・伝統芸能保存団体は、後世に正しく伝統を保存・継承するための活動を行います。
- ・熊本城をはじめとする観光施設の清掃ボランティアとして活動します。

事業者の役割

- ・文化財清掃活動などのボランティアに参加します。
- ・埋蔵文化財についての法令を遵守し、適切に対応します。
- ・文化財の保存や継承に対し積極的に支援します。
- ・熊本城をはじめとする観光施設の清掃ボランティアとして活動します。

市の役割

- ・地権者などの理解や協力を得ながら、計画的な文化財の保存・整備を進めます。
- ・発掘調査などにおいて、積極的に市民に情報を発信します。
- ・伝統芸能保存団体に対して、保存・継承のため人材育成などへの支援を行います。
- ・熊本城の復元や適切な維持管理に努めます。

2-1-2 環境資源等を活かした産業を育てる

●歴史や文化を活かした観光の振興を図る

民間の施設や豊かな自然環境などを活用し新たな観光資源を掘り起こすとともに、富合地域・城南地域・植木地域の観光資源と従来の観光資源を結び、人物や歴史などのストーリー性を持った魅力ある観光ルートの開発を行います。

また、熊本の水の魅力を活かして、都市の知名度とイメージを高めることにより本市への集客を図るため、「水前寺江津湖湧水群」「金峰山湧水群」や熊本水遺産などにより水文化のPRを推進します。

●環境と調和した産業を支援する

新技術研究開発や産学連携への支援、インキュベーターなどを拠点とした環境、バイオなどの新産業創出を支援します。

また、ひご野菜をはじめとした地元農産物の消費に関する普及啓発や加工品の開発、農薬や肥料の適正使用による環境負荷の低減や、堆肥や稲わらの使用による循環型農業、気候変動に適應した品種改良などを推進します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
熊本城入園者数	H21	171万人	H30	200万人

市民の役割

- ・「くまもとさるく」などの観光関連ボランティア活動や、各種イベントに参加します。
- ・「観光文化検定」、「水検定」などを通じ、本市特有の歴史や観光資源の魅力を学び、それらの情報を知人やインターネットを通じ広く発信します。
- ・安全な食の確保にはコストがかかることを認識するとともに、食の大切さと地元農水産物への理解を深めます。

市民活動団体の役割

- ・地域の観光資源を活かしたイベントの開催や企画運営を行います。

- ・観光ボランティア、「おもてなし案内人」、「くまもとさるく」等への参画、観光客が楽しめる仕掛けづくりや、新たな観光資源の掘り起こしを行うとともに、観光施設の清掃ボランティア活動に参画します。
- ・消費者団体は、農水産物に関心を持ち、必要に応じて生産者や消費者に働きかけます。

事業者の役割

- ・観光施設の清掃等ボランティアとして活動します。
- ・生産者は、農薬や肥料の適正使用により、環境負荷の低減に取り組むとともに、消費者に信頼される安全、安心で良質な農水産物を安定的に供給します。

市の役割

- ・地域の観光資源の掘り起こしを支援します。
- ・本市特有の歴史や観光資源の魅力について広く情報発信します。
- ・環境・バイオなどの新製品・新技術の研究開発を支援するとともに、独自の優れた技術・製品を持つ企業を育成します。
- ・農薬や肥料の適正使用を推進し、環境と調和した農水産業を実現します。

2-2 魅力ある都市空間をつくる

基本目標

良好な景観を次世代に継承し、魅力ある都市空間を形成する

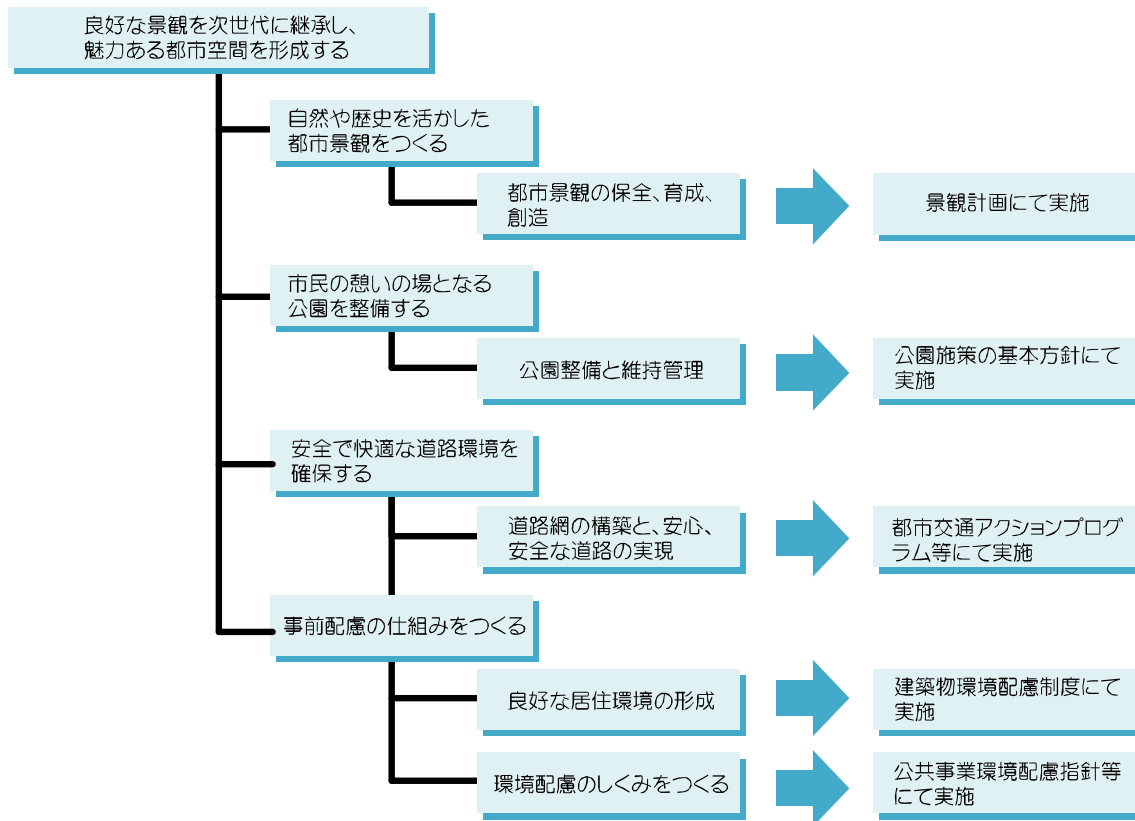
取り組みの方向性

- ・ 地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造を図ります。
- ・ 緑化や市民の憩いの場である公園の適切な維持管理と計画的な整備を行います。
- ・ 緑化の推進や住環境に配慮した、安全で快適な道路環境を確保します。
- ・ 建築協定制度の活用などによる良好な居住環境の誘導に努めます。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
街並みが美しいと感じる市民の割合	47.3%	57.0%
良好な居住環境が保たれていると感じる市民の割合	57.5%	65.0%

施策の体系



《関連計画等について》

- 第2次熊本市都市マスタープラン
- 熊本市景観計画
- 熊本市公園施策の基本方針
- 都市交通アクションプログラム
- 熊本市緑の基本計画
- 熊本市公共事業環境配慮指針
- 熊本県建築物環境配慮制度

主な取り組み

2-2-1 自然や歴史を活かした都市景観をつくる

●地域の特性に即した都市景観の保全、育成、創造

景観法に準拠した景観計画に基づき、適正な審査、指導を行うとともに、歴史的建造物等の保存に努めるなど、熊本らしい景観の保全、育成に努めます。

また、屋外広告物条例に基づいて、適正な許認可事務や是正指導を行います。

市民の役割

- ・都市景観に関心を持ち、積極的に都市景観の形成に協力します。

市民活動団体の役割

- ・市民への情報提供や、市民の地域活動、NPO 活動への参加を促します。

事業者の役割

- ・地域特性に配慮した都市景観の形成に努めます。
- ・市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力します。
- ・違反広告物などを掲出しないようにします。

市の役割

- ・景観に関する法律、条例等の趣旨や目的などについて広く広報・周知するとともに、景観条例や屋外広告物条例に基づく規制、誘導を行います。

2-2-2 市民の憩いの場となる公園を整備する

●市民の憩いの場である公園整備と維持管理

市民参画と協働による維持管理と計画的な整備を行い、市民にうるおいとやすらぎの場を作ります。

また、公園の緑化やバリアフリー化、健康づくりの推進、子育て支援の促進に資する、既存公園の有効活用を行います。

市民の役割

- ・マナーを守り、愛情を持って大切に公園を利用するとともに、公園愛護会などの清掃活動に積極的に参加します。

市民活動団体の役割

- ・地域の公園を地域自ら維持管理するために、公園愛護会の結成に努め、安全で安心して利用できる公園の維持管理に努めます。

事業者の役割

- ・公園愛護会や市と連携し、清掃活動などへ積極的に参加協力を行います。

市の役割

- ・市民参画の手法を用いて市民が利用しやすい身近な公園整備に努めます。
- ・市民や地域団体等との協働により、公園の効率的、効果的な維持管理を行います。

2-2-3 安全で快適な道路環境を確保する

●道路網の構築と、安全で快適な道路の実現

環状道路をはじめとする幹線道路を整備するとともに、街路樹などの道路緑化や低騒音舗装などの安全で快適な道路環境を整備し、道路・橋梁の効率的で適正な維持管理に努めます。

市民の役割

- ・道路整備に関する住民説明会に参加し、意見を述べます。
- ・道路や歩道の美化に努め、大切に利用します。

市民活動団体の役割

- ・よりよい道路環境を整備するための提案を行います。
- ・地域の道路や歩道の美化に努め、日頃から道路状況を確認し、異常箇所を発見したら速やかに通報します。

事業者の役割

- ・沿道の事業者は歩道の整備に協力し、事業所周辺の道路について、美化清掃等を行います。
- ・土木事業者は周辺住民に配慮して、工事を行います。

市の役割

- ・道路整備に関する住民の理解を深めるため、整備計画などの情報を積極的に提供するとともに、説明会の開催などを行います。
- ・道路の美化清掃などのボランティア活動に参加しやすい仕組みづくりや啓発を行います。

2-2-4 事前配慮の仕組みをつくる

●良好な居住環境の形成

建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を推進します。

●環境配慮の仕組みをつくる

大規模な開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、適切な環境配慮を行います。

市民の役割

- ・自然や景観など地域の特性に配慮し、良好な居住環境づくりに努めます。
- ・建築物を建築する際は、法令を守り、周辺に配慮します。
- ・法令等を遵守し、周辺環境に配慮した良好な土地利用を図ります。

市民活動団体の役割

- ・町内自治会やまちづくりに取り組む団体などは、地域の居住環境の改善に努めます。
- ・地域特性などに応じた、暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- ・まちづくりを円滑に進めるため、提言や助言などを行います。

事業者の役割

- ・個人や地域団体等と連携、協力し、良好な居住環境の形成に努めます。
- ・熊本城を中心とした歴史や、水と緑の豊かな自然など、熊本の地域特性に応じた、暮らしやすく活動しやすい良好な都市環境の形成に努めます。
- ・周辺の環境に配慮した市街地の整備及び周辺住民との調整に努めます。
- ・開発事業者は、法令を遵守し、良好な土地利用を図ります。

市の役割

- ・地球環境問題や、少子高齢化、人口減少など時代変化に対応し、適正な都市施設の配置や土地利用の推進に努めます。
- ・建築物環境配慮制度等による環境に配慮された建築物の建築を誘導するための啓発に取り組みます。
- ・市が行う公共事業において、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業環境配慮指針」の適切な運用を図ります。
- ・開発事業者に対して、適切な土地利用と良好な住環境の整備を図るための指導を行うとともに、大規模開発については、計画の段階から環境配慮に関する適切な指導を行います。



目標3

環境負荷を抑えた循環型社会をつくる

かつては大量生産・大量消費・大量廃棄に代表される社会経済の仕組みが、資源の浪費とごみの増加を招いてきました。

現代社会においては、少ない資源を最大限に利用して、環境負荷の小さい社会システムに変えていく必要があります。

環境に配慮した製品を選択する、ごみの発生を抑制する、できるだけ再使用・再生利用する、どうしても利用できないごみは適正に処理する。

生産から流通・消費・廃棄に至るまでの各段階において、このような取り組みを行いながら、限られた資源を大切にする持続可能な循環型社会をつくります。

3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる

基本目標

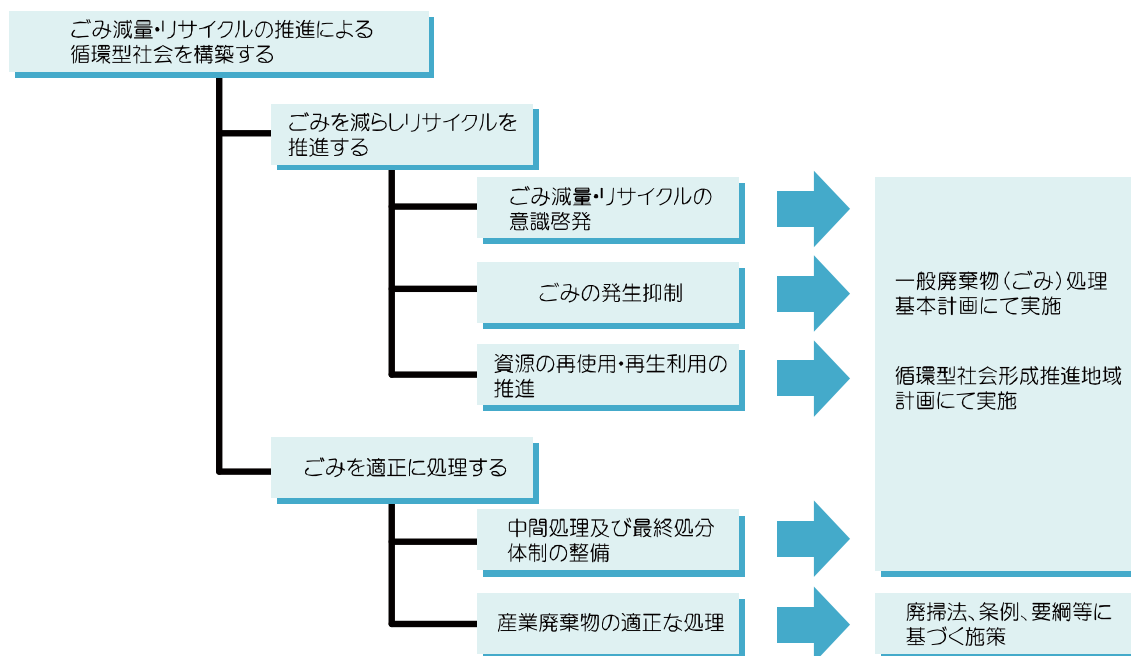
ごみ減量・リサイクルの推進による循環型社会を構築する

取り組みの方向性

- ・ごみ減量・リサイクルに関する周知・啓発に努め、市民・事業者の意識の高揚を図り、家庭や職場、また地域における実践活動の輪を拡大します。
- ・ごみの発生抑制や再使用・再生利用の取り組みを市民協働で推進するとともに、ごみの適正処理に向けた循環型ごみ処理体制を整備します。

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
市民1人が1日に出すごみの量	1,037g	g
家庭ごみのリサイクル率	16.5%	%

施策の体系



《実施計画について》

- 熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（策定中）
- 熊本市循環型社会形成推進地域計画

主な取り組み

3-1-1 ごみを減らし、リサイクルを推進する

●ごみ減量・リサイクルの意識啓発

市民・事業者等への環境啓発や学校等への環境教育をはじめ、市民や地域団体等の活動を支援します。

●ごみの発生抑制

家庭ごみの発生抑制（リデュース）に向け、ごみにならない商品などのグリーン購入の推進や発生抑制に向けた取り組みへの助成等を行うとともに、事業者に対するごみ減量化に向けた指導等を行います。

●資源の再利用・再資源化の推進

リターナブル容器などの利用促進を図り、再使用（リユース）に努めるとともに、再生利用（リサイクル）の推進に向け、市民及び事業者等への分別に関する周知啓発をはじめ、集団回収制度、拠点回収制度の充実を図り、活動の活性化に努めます。

市民の役割

- ・ごみの減量を図るため、家庭だけでなく職場や学校などでも、3Rの徹底に努めます。
- ・ごみとして出す場合は、分別を徹底します。
- ・集団回収や美化活動など、市民活動団体や行政が取り組む事業に協力します。

市民活動団体の役割

- ・集団回収や美化活動など、ごみ減量・リサイクルや環境美化活動に取り組みます。

事業者の役割

- ・事業所から排出される廃棄物の減量を図るため、3Rの徹底に努めます。
- ・廃棄物の分別を徹底します。
- ・市民活動団体が実施するごみ減量・リサイクルや環境美化活動等に協力します。
- ・排出事業者及び廃棄物処理業者は、廃棄物のリサイクル施設の整備に努めます。
- ・消費者と協力してごみの発生抑制に取り組みます。

市の役割

- ・3Rの推進に関する仕組みづくりや広報啓発活動に努めます。
- ・ごみの分別やごみ出しルールについての情報提供に努めます。

3-1-2 ごみを正しく処理する

●産業廃棄物の適正な処理

処理施設における排水、排ガス等の適正処理や排出事業者・処理業者への情報提供を図り、適正処理を指導監督します。

●中間処理及び最終処分体制の整備

環境工場の適正な管理による安定的な処理を行うとともに、最終処分場については、計画容量の確保等、適正な処理・処分を継続し、延命化を目指します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
年間の最終埋立量	H21	6,818t／年	H30	6,196t／年

市民の役割

- ・ごみを市の定期収集に出す場合は、ごみ出しルールを遵守します。

市民活動団体の役割

- ・地域のごみステーションの管理に努めるとともに、分別の徹底など、ごみ出しルールの遵守を図ります。

事業者の役割

- ・廃棄物の処理は、法令を遵守し、自らの責任で適正処理に努めます。
- ・排出事業者及び廃棄物処理業者は、処理施設等の適正管理に努めます。

市の役割

- ・廃棄物の収集や処理施設の整備・運営等の際し、適正処理を推進するとともに、資源の有効利用を図り、環境負荷を少なくすることに努めます。
- ・排出事業者及び廃棄物処理業者等の指導育成に努めます。



目標4

地球温暖化を防ぐため低炭素社会をつくる

地球温暖化は、気温の上昇だけでなく、海面上昇や異常気象、生態系の破壊を引き起こすなど、人類をはじめとする多様な生物の存続に関わる深刻な問題です。

世界共通の喫緊の課題である地球温暖化の防止に地域から貢献するため、本市の地域特性を活かした地球温暖化対策を積極的に推進し、温室効果ガスの排出の少ない経済活動・消費活動のシステムを構築した、低炭素社会への転換を行っていきます。

4-1 地域から地球温暖化の防止に貢献する

基本目標

温室効果ガス排出量を削減し、低炭素都市へと転換する

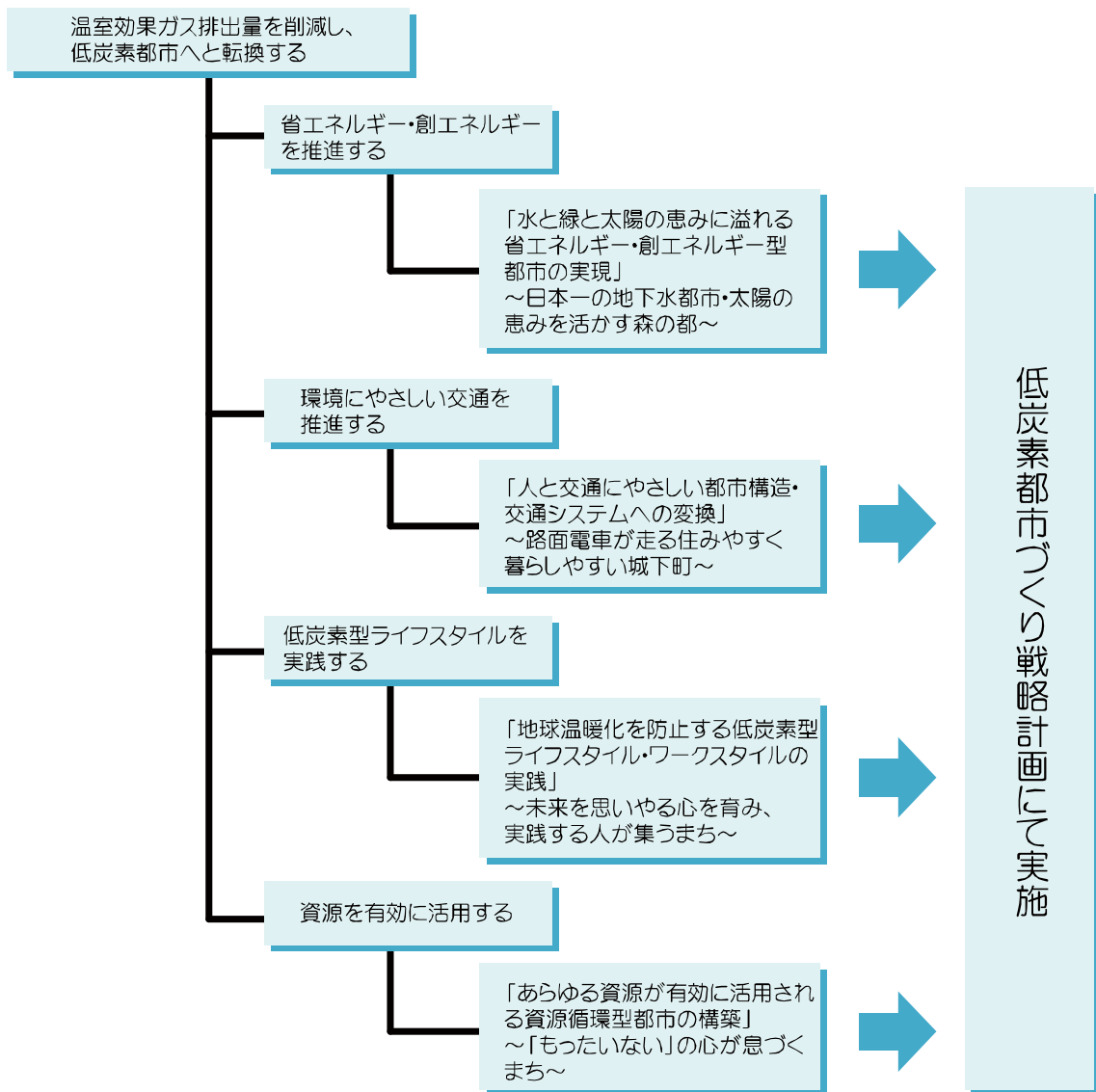
取り組みの方向性

- ・水と緑に輝く豊かな自然と400年をこえる熊本城下の歴史・伝統が息づく低炭素で暮らしやすいまちをつくります。
- ・自家用車に頼らなくても快適に移動できる、省エネルギー・創エネルギー型のコンパクトなまちをつくります。
- ・ふるさと熊本を愛し、地球市民としての自覚を持つ人々が豊かさを実感し生き生きと交流するまちをつくります。

成果指標

項目名	現況値	目標値(H32)
温室効果ガス削減量 (H19比)	△5.6% (H20速報値)	△24.0%

施策の体系



《実施計画について》

●熊本市低炭素都市づくり戦略計画

《関連計画等について》

- 熊本市地下水保全プラン
- 熊本市緑の基本計画
- 熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
- 第3次熊本市役所グリーン計画
- 第2次熊本市都市マスタープラン
- 都市交通マスタープラン
- 熊本市農水産業計画

ほか

主な取り組み

4-1-1 省エネルギー・創エネルギーを推進する

(水と緑と太陽の恵みに溢れる省エネルギー・創エネルギー型都市の実現)

●世界に誇る地下水都市の形成

地下水の質及び量の保全に向けた取り組み（詳しくは、「1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」に記述しています。）や、地下水かん養及びCO₂吸収源の拡大に貢献する森林の整備、水を活用した地球温暖化対策を推進します。

●豊かな緑に恵まれた森の都の再生

市街地を取り巻く豊かな山・農地の緑や川辺の緑の保全、熊本城公園を核とした市街地の緑の保全と創出に努めるなど、水と緑の体系的な骨格の保全・確立を目指します。（詳しくは、「1-2 自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」に記述しています。）

●再生可能エネルギーの導入促進

公共建築物や住宅、事業所への再生可能エネルギーの導入を促進し、総エネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合を高めます。

●エネルギーの効率的な利用

公共建築物や住宅、事業所の省エネルギー化・長寿命化、エネルギーの面的共同利用などによるエネルギーの効率的な利用を目指します。

●環境に配慮した農水産業の振興

環境配慮型の農水産業を推進し、農水産業における低炭素化を目指すとともに、農水産物の地産地消を積極的に推進します。（詳しくは、「2-1-2 環境資源等を活かした産業を育てる」に記述しています。）

市民の役割

- ・地下水保全対策について、「1-1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組みます。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1-2 自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーについて助成制度を活用するなどして、導入に努めます。
- ・住宅や家電製品等の省エネルギー化等に努めます。
- ・地産地消の大切さを理解するとともに、地元産農水産物等の積極的な購入に努めます。

市民活動団体の役割

- ・地下水保全対策について「1－1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組みます。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1－2 自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーについて、経済的・環境的メリットのPRに努めます。
- ・住宅や家電製品等の省エネルギーに関する情報を積極的に提供し、省エネルギーの普及促進に努めます。
- ・地元農水産物の地産地消を積極的に推進します。

事業者の役割

- ・地下水保全対策について、「1－1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組むとともに、水を活用した地球温暖化対策等の導入を検討します。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1－2 自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーや省エネルギーについて、事業所への積極的な導入を図り、事業活動から発生する温室効果ガスの抑制に努めます。
- ・太陽エネルギー等再生可能エネルギーや省エネルギーに関する知識・技術の向上に努め、積極的に情報を提供します。
- ・生産者として環境配慮型の農業に取り組むとともに、地元産農水産物の地産地消を積極的に推進します。

市の役割

- ・地下水保全対策について、「1－1 恵み豊かなくまもとの地下水をまもる」記載の役割に取り組むとともに、水を活用した地球温暖化対策について検討します。
- ・市街地や身近な緑の保全、創出について、「1－2 自然豊かな『森の都』をまもり、育てる」記載の役割に取り組みます。
- ・市の率先行動として、公共建築物への再生可能エネルギーや省エネルギー機器等の導入を推進するとともに、助成等により、市民や事業者への導入促進を図ります。
- ・環境配慮型の農水産業を推進するとともに、農水産物の地産地消を積極的に推進します。

4-1-2 環境にやさしい交通を推進する

(人と地球にやさしい都市構造・交通システムへの転換)

● 中心市街地と地域拠点が相互に連携した都市構造の形成

九州中央の広域交流拠点としての高度な都市機能の集積を図る中心市街地と、地域の生活サービス機能の集積を図る15の地域拠点とは、利便性の高い鉄軌道やバスなどの公共交通で結ばれ、地域拠点相互も公共交通や幹線道路で結ばれるなど、多核連携型の都市構造を目指します。

また、交通結節点では、公共交通や自転車などでの相互の結節強化を推進し、利便性の高い都市交通体系の確立を目指します。

● 徒歩や自転車で移動しやすいまちづくり

中心市街地においては、公共交通や自転車、徒歩による回遊性の向上を図るとともに、地域拠点を核とした日常の生活圏においても、できる限り徒歩や自転車で日常生活が営めるまちづくりを進めます。

● 自動車交通における化石燃料消費の抑制

自動車から排出される温室効果ガス排出量削減に向けて、燃費効率の高い自動車の普及促進を図るとともに、効率的な自動車の利用を推進することで、1台当たりの燃料消費の抑制を図ります。

また、エコカー対応のまちづくりを進めます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
公共交通機関利用者数	H21	5,374万人	H30	増加

市民の役割

- ・ 通勤、通学、買い物、通院など移動時には、出来る限り徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動するよう努めます。
- ・ 自動車を購入するときは出来るだけエコカーを選択するとともに、運転時にはエコドライブを心がけます。

市民活動団体の役割

- ・ 環境にやさしい移動手段について啓発活動を行います。
- ・ 自転車駐車場の適切な利用方法や観光客等へのレンタサイクルでの移動を呼びかけます。
- ・ 市民・事業者へエコカーのメリットを発信し、導入・利用を呼びかけます。

事業者の役割

- ・通勤時や業務による移動時に公共交通機関を積極的に利用するように努めます。
- ・自動車を購入するときは出来るだけエコカーを選択するとともに、運転時にはエコドライブを心がけます。
- ・交通事業者は、行政と連携して、公共交通に関する情報提供に努めるとともに、公共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。
- ・交通事業者は、高齢者や障がいのある人などに配慮した、より利用しやすい低床バス等の積極的な導入をはじめ、すべての利用者が公共交通機関を安全、快適に利用できるよう、利便性の高いサービスの提供に努めます。

市の役割

- ・交通事業者と連携して、公共交通に関する情報提供に努めるとともに、公共交通機関相互の結節性向上など、公共交通機関の利便性向上を進めます。
- ・パークアンドライド等の普及啓発に努め、自家用車から公共交通機関への利用転換を促進します。
- ・自転車走行空間や歩きたくなる歩道の整備、レンタサイクル事業などに取り組むことで、徒歩や自転車による移動を促進します。
- ・エコカーの公用車への率先導入に取り組みます。
- ・エコカー対応のまちづくりとして電気自動車などの次世代エコカーの利用環境の整備を検討します。

4-1-3 低炭素型ライフスタイルを実践する

（地球温暖化を防止する低炭素型ライフスタイル・ワークスタイルの実践）

●地球環境に配慮する心を育む環境教育等の推進

あらゆるライフステージにおいて、環境について学ぶことができる機会・仕組みをつくるとともに、市民協働による地域発の環境保全活動を展開し、地球市民としての意識を醸成します。

●日常生活における一人ひとりの低炭素社会づくり実践活動の推進

自らの行動で削減できた CO₂ の量や製品の製造過程で発生した CO₂ の量などの CO₂ の「見える化」を推進するとともに、市民にとって身近で実践可能な取り組みの普及拡大を図り、一人ひとりの低炭素社会づくり実践活動を促進します。

●環境保全活動と経済活動の両立

地球温暖化防止に貢献する環境関連産業の支援（詳しくは、「2-1-2 環境資源等を活かした産業を育てる」に記述しています。）や誘致などにより環境ビジネスを拡大するとともに、削減した CO₂ をクレジットやポイントとして取引できる仕組みを構築し、環境保全活動と経済活動の両立を図ります。

●環境に配慮した事業活動の推進

事業活動における低炭素化に向けて、省エネルギーなどの環境に配慮した事業活動を促進するとともに、市の率先行動として、事務事業における低炭素化に積極的に取り組みます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
マイバッグ持参率 (無料配布中止店舗平均)	H22.03	82.3%	H32	90%

市民の役割

- ・ 買い物際にはマイバッグの持参や環境に配慮した製品の購入に努めるなど、グリーンコンシューマーとして環境にやさしい消費行動に努めます。
- ・ CO₂ ダイエットクラブへの登録などにより、自分の排出した CO₂ の量を確認するとともに、排出削減に向けてエコライフを実践します。

市民活動団体の役割

- ・地域住民、会員、団体構成員等に、環境及び環境学習に関する情報を積極的に発信します。
- ・マイバッグの持参など市民の日常生活におけるエコライフに関する助言を行い、エコライフの実践を促進します。

事業者の役割

- ・啓発イベントでの出展に参加・協力し、市民への情報提供に努めます。
- ・レジ袋の無料配布中止や店頭での啓発などにより、市民に対してレジ袋の辞退やマイバッグ持参を促します。
- ・事業活動において削減した CO₂ を取引する制度の活用を検討します。
- ・環境マネジメントシステムの認証取得など、事業活動から排出される温室効果ガスの削減に努めます。

市の役割

- ・CO₂ ダイエットクラブや環境にやさしい店「よかエコショップ」の認定などを通し、環境保全に対する意識を高めるとともに、マイバッグの持参など、エコライフの実践を呼びかけます。
- ・カーボンオフセットやポイント付与制度などの仕組みを検討します。
- ・関係団体と協働で、市民が参加しやすく啓発効果の高いイベントを実施し、環境保全に対する意識を高めるとともに、エコライフの実践を呼びかけます。
- ・事業者の温室効果ガス排出削減に向けた取り組みを支援します。
- ・環境マネジメントシステムなどを適切に運用し、環境負荷の少ない事務事業を行います。

4-1-4 資源を有効に活用する

（あらゆる資源が有効に活用される資源循環型都市の構築）

●ごみの発生抑制とリユース・リサイクルの推進

市民はグリーンコンシューマーへ、事業者は再使用、再生利用しやすいものを生産・販売へと意識の変革を促すとともに、市民が気軽にリユース・リサイクルに取り組めるような環境を整え、さらなるリユース・リサイクルを推進します。（詳しくは、「3-1-1 ごみを減らし、リサイクルを推進する」「4-1-3 低炭素型ライフスタイルを実践する」に記述しています。）

●廃棄物等のエネルギーや資源としての徹底的な活用

これまで有効に活用されていなかった廃棄物等を、エネルギーや資源などのあらゆる用途に可能な限り活用します。

市民の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる」記載の役割に取り組みます。
- ・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用について関心を持ちます。

市民活動団体の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる」記載の役割に取り組みます。
- ・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用について、PR します。

事業者の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる」記載の役割に取り組みます。
- ・廃棄物等のエネルギーや資源としての活用に努めます。

市の役割

- ・ごみの発生抑制、リユース・リサイクルの推進について、「3-1 ごみを減らし、資源循環のまちをつくる」記載の役割に取り組みます。
- ・下水処理水の農業用水などへの利用を進めるとともに、下水汚泥や消化ガスを資源・エネルギーとして有効に活用します。
- ・環境工場（ごみ焼却施設）を活用した新たな廃棄物発電や熱エネルギーの活用を検討します。



目標5

市民が快適に過ごせる生活空間をつくる

きれいな川と海、さわやかな空気、そして騒音や振動のないまちなど、やすらぎとうるおいのある生活環境をまもります。

また、私たちの暮らしのいたるところで使用されている化学物質については、正確な情報収集・発信と的確な対策を行います。

そして、様々な環境状況の分析・調査を行うとともに、自然災害や新たな感染症などに対する危機管理体制を整え、熱中症などの予防啓発を行なうことによって、市民が安心して快適に過ごせる生活空間をつくります。

5-1 心地よい生活空間をつくり、安全・安心な暮らしをまもる

基本目標

良好な生活環境を保全し、安全・安心な暮らしをまもる体制を整備する

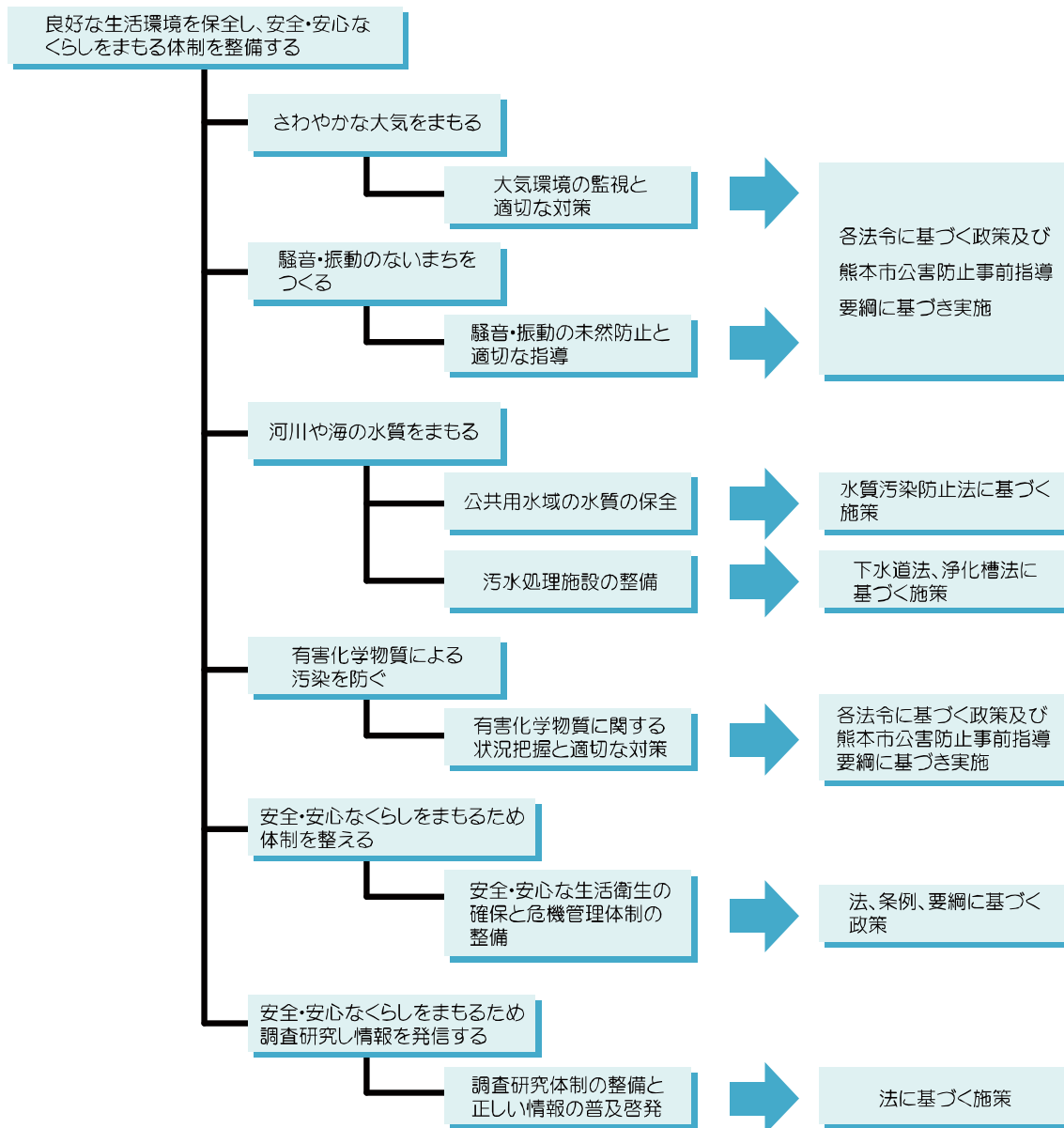
取り組みの方向性

- ・ 河川や海などの公共用水域の水質を保全します。
- ・ 大気汚染や騒音、振動、有害化学物質などの環境問題に的確に対応し、良好な生活環境を保全します。
- ・ 食の安全・安心の確保など身近な生活衛生の維持に努めます。
- ・ 気候変動の影響が予測される災害や健康被害の発生時に、的確な対応が出来る危機管理防災体制を整備します。
- ・ 安全・安心な暮らしを守るため、環境保全に関する調査、研究を充実させます。

成果指標

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
大気環境基準達成率	80.8%	現状維持

施策の体系



《実施計画について》

●熊本市公害防止事前指導要綱

《関連計画等について》

●熊本市地域防災計画

主な取り組み

5-1-1 さわやかな大気をまもる

●大気環境の監視と適切な対策

熊本市域の大気の常時監視については、政令指定都市としての環境保全対策として大気汚染監視局の監視体制の充実に努めます。

大気汚染の原因施設となる工場・事業場に対し監視指導を強化します。さらに工場・事業場の立地等の際には、周辺の大気環境に配慮した公害防止の対策を実施するよう指導を行っていきます。

また、環境に配慮した自動車利用や省エネルギーに関する啓発活動を実施するとともに、道路整備においても、幹線道路や自動車専用道、バイパス等により、市街地への通過交通の流入を緩和し、生活環境における大気汚染を防ぎます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
二酸化窒素濃度(自動車排出ガス測定局)【ppm】	H21	0.035	H30	現状維持
浮遊粒子状物質の大気環境基準達成率【%】	H21	100	H30	100

市民の役割

- ・ 野外でのごみ焼却をやめます。
- ・ 通勤、通学、買い物、通院など移動時には、出来る限り徒歩や自転車、公共交通機関を利用して移動するよう努めます。
- ・ アイドリングストップなど自動車を経済的に利用し、新しく車を買うときは低公害な車にします。

市民活動団体の役割

- ・ 大気環境に関する法令についての理解を深め、遵守します。

事業者の役割

- ・ ばい煙について、焼却炉やボイラーなどのばい煙発生施設を適正に運転・管理するとともに、環境に配慮した脱硫・脱硝等の処理施設を設置します。
- ・ 粉じんの飛散防止について、屋外作業・工事等で粉じんが発生する可能性がある場合、周辺へ粉塵を飛散させないように配慮します。
- ・ アスベストの飛散防止について、吹付けアスベストなどの建築材料を使用している

建築物については飛散していないか定期的に点検するとともに、飛散のおそれのあるときは早急に飛散防止措置を講じます。

- ・悪臭の発生防止について、排気口や排水口の清掃・整備や発生する可能性がある場合は悪臭防止装置の取り付けなど適切な対策を行います。
- ・事業所で使用する車輛において、アイドリングストップや貨物の共同集配など、経済的且つ効率的に使用します。
- ・車輛や設備の更新の際には、低公害型なものへ切り替えます。

市の役割

- ・熊本市域における汚染物質濃度等の大気状況を常に監視し、インターネット等を活用した情報提供に努めます。
- ・酸性雨の適正な調査を行い、上記同様、結果を公表します。
- ・大気汚染の発生源であるばい煙発生施設や VOC（揮発性有機化合物）排出施設等を設置する工場・事業場に対し、適正管理について指導を強化します。
- ・吹付けアスベストなどの建築材料を使用している建築物の解体工事への適正管理についての指導を強化します。
- ・大気汚染や悪臭の苦情に対して適切に指導します。なお、必要に応じ、区役所・総合支所と連携した初動体制の強化を図ります。
- ・工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施されるよう指導を行います。
- ・率先してアイドリングストップや低公害な車の導入に努めるとともに市民・事業者への啓発を行います。
- ・幹線道路や自動車専用道、バイパス等の整備により、市街地への通過交通の流入を緩和します。

5-1-2 騒音・振動のないまちをつくる

●騒音・振動の未然防止と適切な指導

未然防止のため、工場・事業場等の騒音・振動発生源に対し立地等の際、周辺の環境に配慮した公害防止の対策を実施されるよう指導を行います。

また、建設工事の騒音・振動に対し、着工前の指導を徹底し、苦情について適切な指導を行います。

自動車交通に伴う騒音・振動については、その状況の把握に努めるとともに、必要な場合は、関係機関と協力して改善に努めます。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
自動車騒音環境基準達成率【%】	H21	85.0%	H32	現状維持

市民の役割

- ・テレビ、楽器などの音は時間帯などを考え、まわりの迷惑にならない音量にします。
- ・自動車利用の際はアイドリングストップや、不要不急の利用は控えるよう心がけます。

市民活動団体の役割

- ・騒音・振動に関する法令についての理解を深め、遵守します。

事業者の役割

- ・工場や事業場での屋外作業の際は、できるだけ騒音や振動を発生させないように配慮します。
- ・騒音・振動の発生施設については、適切に維持・管理するとともに、機械・機器の選定にあたっては低騒音・低振動型のものを導入し、騒音・振動防止対策を実施するよう努めます。
- ・工事を行うときは、事前に周辺への説明を行い、実施時間の配慮や騒音や振動を発生させないように配慮します。
- ・屋外使用の音響機器は、設置位置に配慮し、適切な音量で時間帯も考慮して使用します。また、屋内の音響機器については、室外への十分な防音対策を行い、時間帯を考慮して使用します。

市の役割

- ・工場・事業場の立地等の際には、「熊本市公害防止事前指導要綱」に基づき周辺の騒音・振動の環境に配慮した公害防止の対策を実施されるよう指導を行います。
- ・騒音・振動防止について、市民・事業者への啓発を進めます。
- ・騒音・振動苦情に対して適切な指導を行います。なお、必要に応じ、区役所・総合支所と連携した初動体制の強化を図ります。
- ・自動車交通公害に対して、総合的な対策を行います。
- ・主要幹線道路沿いで自動車騒音を定期的に測定します。
- ・新幹線の騒音・振動の問題に対しては、熊本県と連携しその対応にあたります。

5-1-3 河川や海の水質をまもる

●公共用水域の水質の保全

公共用水域の水質を計画的に測定するとともに、規制対象事業場の監視を実施します。

有害な化学物質の適正な使用、処理、及び生活排水の適正な処理を徹底することにより、公共用水域の汚染・汚濁を未然に防止します。

●汚水処理施設の整備

生活環境の改善や海・河川などの公共用水域の水質の改善を図るため、未普及地区の下水道整備を進めるとともに、合流式下水道を改善します。

窒素・リン除去能力を有する高度処理型合併浄化槽などの普及により、公共用水域の水質保全を図ります。

市民の役割

- ・使用した廃油を排水口に流さないなど、生活排水で河川、湖沼、海などの公共用水域や、地下水を汚染しないように努めます。
- ・下水道が整備されたら速やかに接続するとともに、下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽を設置し、適正な管理を行います。
- ・下水道の整備がされたら、速やかに接続します。

市民活動団体の役割

- ・公共用水域の水質保全活動などに自ら取り組むとともに、行政が実施する事業に協力します。
- ・各種イベントなどで行政と連携して下水道の普及促進を目的とした PR 活動を行います。

事業者の役割

- ・事業活動に伴う排水等を適正に管理・処分し、公共用水域の水質保全に努めます。
- ・下水道の整備がされたら、速やかに接続します。

市の役割

- ・公共用水域の水質監視と汚染、汚濁の防止に取り組めます。
- ・下水道整備地区の未接続家庭への普及促進を図るため訪問指導を行います。
- ・下水道事業計画区域外においては、合併処理浄化槽の普及促進を図るため啓発助成を行います。
- ・公共下水道の必要性和普及促進を図るため、市政だよりや下水道ホームページにより広報・啓発を行います。
- ・水質汚濁事故等に対しては関係機関と連携し、適切に対処します。

5-1-4 有害化学物質による汚染を防ぐ

●有害化学物質に関する状況把握と適切な対策

有害な化学物質の適正管理を進め、環境への排出をできるだけ少なくするとともに、化学物質に関する正確な状況把握と情報収集を行い的確な対策を実施します。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
ダイオキシン類濃度 【pg-TEQ/m ³ 】	H21	0.034	H30	0.030

市民の役割

- ・野外でのごみ焼却はやめます。
- ・化学物質の有害性については、確実な情報源から正しい知識を得ます。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を使用していない製品を選んで購入します。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理し、処分する場合は、適正な回収及び処理がなされる事業者引き渡します。

市民活動団体の役割

- ・化学物質の有害性については、確実な情報源から正しい知識を得るとともに、学習会等を開催して正しい情報の啓発を行います。

事業者の役割

- ・廃棄物焼却炉は適正に管理し、野外での焼却をやめるなど、ダイオキシン類などの有害化学物質を発生させないよう努めます。
- ・使用する化学物質の量をできるだけ少なくし、漏えい防止など適正な管理を行い、有害性などの情報の入手に努めます。
- ・PRTR 法に基づき、使用する化学物質の移動・排出状況を届け出ます。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を使用していない製品を選んで購入します。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理し、処分する場合は、適正な回収及び処理がなされる事業者引き渡します。
- ・フロンなどオゾン層破壊物質の適正な管理、処分に努めます。

市の役割

- ・ 定期的な調査を実施し、正確に汚染状況を把握します。
- ・ 新たな環境汚染物質(化学物質)に対し分析・検査体制を充実します。
- ・ 化学物質の有害性に関する最新の情報を収集し、拡散・漏えい防止などの適正管理の指導を行います。
- ・ P R T Rの集計結果の公表に努めます。
- ・ 野外でのごみ焼却や不適切な焼却炉に対し指導を行います。
- ・ 産業廃棄物処理の際のマニフェスト使用を徹底します。
- ・ 廃棄物焼却炉の適正管理について指導を強化します。
- ・ 汚染状況の結果を公表します。
- ・ 環境ホルモンなど有害性が明らかでない化学物質について、正確な情報を提供します。
- ・ オゾン層の破壊やフロンなどオゾン層破壊物質の適正な回収及び処理についての啓発を行います。
- ・ フロンなどオゾン層破壊物質を回収及び処理する事業者への適切な指導を行います。
- ・ フロンなどオゾン層破壊物質を含む機器については、フロンの漏れが無いように適正に管理します。

5-1-5 安全・安心な暮らしをまもるため体制を整える

●安全・安心な生活衛生の確保と危機管理体制の整備

市民が安心して日常生活を送ることが出来るように、感染症の予防体制の確保を行います。

光化学オキシダント注意報等発令時には、広く市民へ広報し、多くの人が集まる市所管施設への伝達を実施し、万全の体制を整備します。

また、地球温暖化等の気候変動による影響と考えられる、集中豪雨や大型台風などの自然災害に対する危機管理防災体制を整えるとともに、熱中症の増加や蚊などの媒介生物の分布域の変化による国内での新たな感染症の発生など大規模な健康被害発生等に対する体制を整えます。

市民の役割

- ・ 食品安全などの生活衛生に関する知識と技術を身につけるとともに、日常生活における衛生意識を高めます。
- ・ 感染症予防などに関する知識と技術を身につけるとともに、日常生活における衛生意識を高めます。
- ・ 災害等が発生した時は、まずは自らの身、家族を自ら守ります。
- ・ 災害等が発生した時は、地域住民同士で協力し、助け合います。

市民活動団体の役割

- ・食の安全・安心の確保を推進するために、地域や各家庭と連携して、行政などが開催する講習会等に積極的に参加し、正しい食品衛生知識の普及に努めます。
- ・感染症の正しい知識の普及に努めます。
- ・地域における防災活動リーダーの育成に努めます。

事業者の役割

- ・衛生確保について自主的な管理体制の確立に取り組み、安全で衛生的な食品や施設、サービスの提供に努めるとともに、市民が安心して生活できるように積極的に食品の安全情報等を提供します。
- ・感染症に関する従業員への知識の普及や、予防体制の確立に努めます。
- ・防災関係機関との協力等により、訓練や研修を実施します。

市の役割

- ・市民に対しては、生活衛生や感染症予防に関して、市民自らが健康をまもるために、適切な行動が取れるように出前教室やメディアによる広報を通じて、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、地域や関係団体、事業者などと連携し、相談体制の充実を図ります。
- ・地域団体、関係団体への支援、協力を行い、連携して食の安全安心・食育の啓発に努めるとともに、感染症予防対策活動の充実を図ります。
- ・ハザードマップの整備やわが家の防災マニュアルなど、誰もがわかりやすい防災関連情報を提供します。
- ・光化学スモッグ注意報等の発令時には、速やかに市民に対し情報を周知します。
- ・自然災害や新たな感染症等の危機事象に関する対応計画を充実します。

5-1-6 安全・安心な暮らしをまもるため調査研究し情報を発信する

●調査研究体制の整備と正しい情報の普及啓発

環境保全のための調査・研究や環境情報解析を行い、その成果を市民にわかりやすく提供します。

安全・安心な生活環境をまもるために、有害物質などの検査体制の充実を図ります。

※参考指標

	現況年	現況値	目標年	目標値
測定計画検査数達成率	H21	100%	H32	100%

市民の役割

- ・環境に関する情報を積極的に収集し、日常生活や地域での環境保全活動に活かします。

市民活動団体の役割

- ・環境に関する情報を積極的に収集し、環境保全活動に活かします。

事業者の役割

- ・環境に関する情報を積極的に収集し、事業活動における環境に配慮した対策を講じます。

市の役割

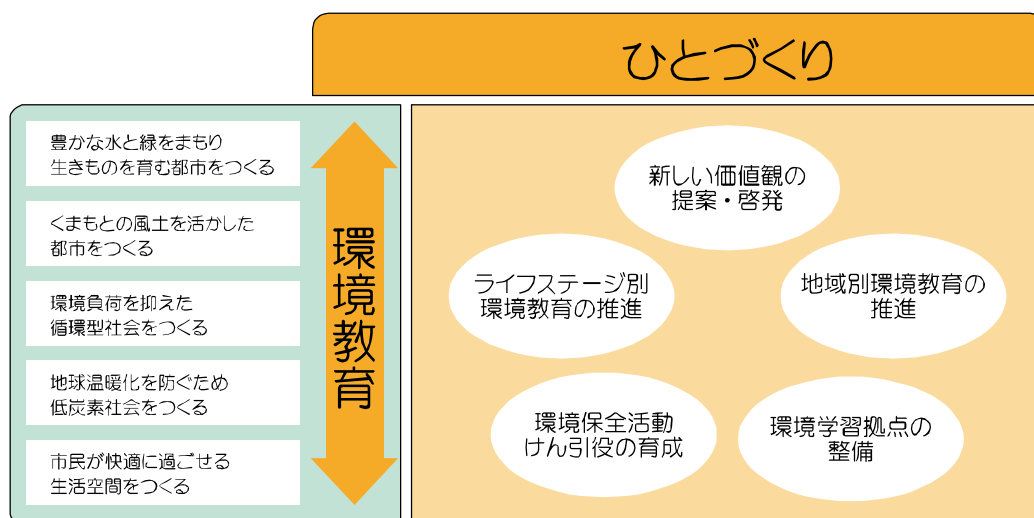
- ・環境保全や保健衛生に関する試験・検査を行います。
- ・安全・安心な生活環境をまもるために、新たな環境問題や感染症などの危機管理に対応できる検査体制の充実を図ります。
- ・環境保全のための調査・研究や環境情報の解析を行い、その成果を市の施策に活かすとともに、ホームページ、年報や各種メディアなどで広く市民に提供します。

3. 重点協働プロジェクト

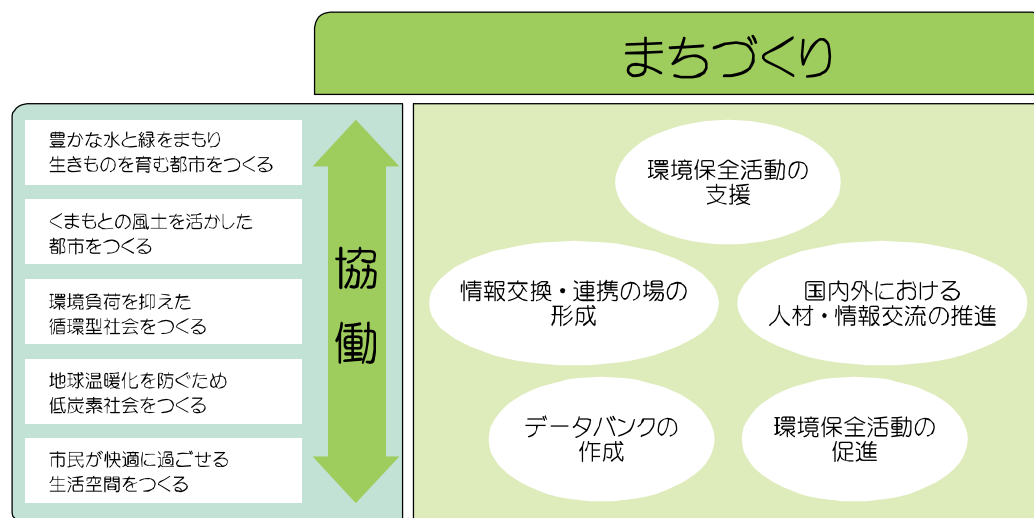
1の基本計画体系に掲げたそれぞれの環境目標を実現するためには、個々の目標に対する取り組みも必要ですが、個別の取り組みを有機的に連携させ、下支えするような仕組みを構築し、これを推進していくことが不可欠です。

そこで、それぞれの環境目標の実現に向け、共通して取り組むべき「環境教育によるひとづくり」、「協働によるまちづくり」を重点協働プロジェクトとして位置づけ、市民一人ひとりが環境目標に向けて楽しみながら環境行動を実践し、協働により環境と調和した活力あふれるまちづくりを行っていただける仕組みを構築します。

1 楽しみながら環境行動を実践するひとづくり



2 環境と調和した活力あふれるまちづくり



ひとづくりプロジェクト

～ 環境教育 ～

プロジェクトの背景・課題

環境保全活動の実践を促すためには、まずは環境保全意識の醸成が不可欠です。

そこで、学校での環境教育・学習だけではなく、様々な年代・性別・ライフステージ別の環境教育・学習機会の場を通して、少しでも地球環境や地域の環境課題について考える機会を提供し、自発的な環境保全行動・活動の実践につなげ、それが家庭、地域、職場など、社会全体に浸透するような仕組みづくりを行っていく必要があります。

目標

☆楽しみながら環境行動を実践するひとづくり

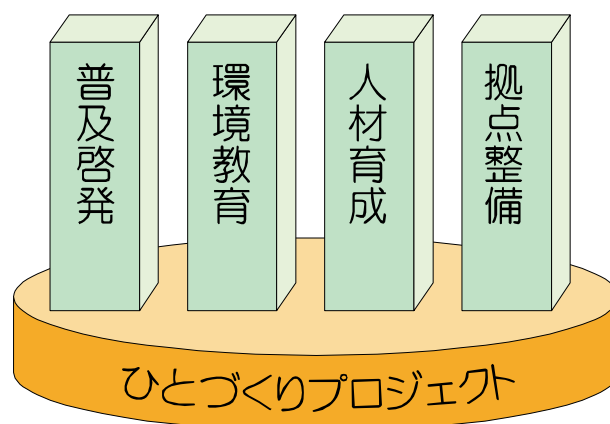
環境保全行動を、自主的・自発的に楽しみながら実践できる人材を育成するため、環境教育の機会の拡充と内容の充実を図ります。

指標

<市民意識調査>

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
日頃、環境保全のための実践活動を行っていますか	51.5%	70.0%
環境について学ぶ機会が増えてきたと感じますか	—	増加

プロジェクト構成図



主な取り組み

☆取り組み 1

新しい価値観の提案・啓発

- ◆市民一人ひとりの環境意識の更なる醸成を図るため、例えば、「熊本の自然」、「資源循環の歴史」、「グリーンコンシューマーになろう」、「環境負荷の少ない暮らし方」など幅広い視点で環境を捉えた目的別講座を開催します。

市の取り組み

- ・目的別の学習機会の拡充を図ります。
- ・市民活動団体や事業者が実施する学習機会を市民に紹介し、市民の環境学習を促します。

市民の取り組み

- ・市や市民活動団体、事業者などが行う学習会、啓発イベントに参加し、環境保全意識を高めます。

市民活動団体の取り組み

- ・環境意識を醸成する学習会、啓発イベントを開催し、市民や事業者に対し新たなライフスタイルを提案します。

事業者の取り組み

- ・事業活動の中で、市民や市民活動団体などに対し環境保全のための学習機会を提供します。
- ・従業員に対し環境保全に関する研修を実施します。

☆取り組み2

ライフステージ別環境教育の推進

◆幼少期からの各段階に応じた、ライフステージ別の環境教育カリキュラムを構築します。

市の取り組み

- ・既存の環境学習機会の情報を収集、整理し、ライフステージ毎の環境学習機会を整備します。
- ・特に幼少期や、学校教育における環境学習の機会を拡充します。

市民の取り組み

- ・学校や職場、家庭、地域において積極的に環境に対する知識を習得し、提供します。

市民活動団体の取り組み

- ・環境に関する学習機会を提供する際は、対象者を明確にしたプログラムを構築します。

事業者の取り組み

- ・環境に関する学習機会を提供する際は、対象者を明確にしたプログラムを構築します。

☆取り組み3

地域別環境教育の推進

◆身近な地域の環境特性とその状況について把握・理解するように努め、自治会などの地域活動において、地域の環境保全について考える機会をつくります。

市の取り組み

- ・市民や市民活動団体、事業者から地域の環境情報を収集し、整理した情報を地域に還元します。

市民の取り組み

- ・身近な地域環境特性や状況の把握と理解に努め、地域の環境保全について考える機会をつくります。

市民活動団体の取り組み

- ・身近な地域環境特性や状況の把握と理解に努め、市や市民、事業者に対しその情報を提供するとともに、学習する機会をつくります。

事業者の取り組み

- ・事業所が所在する地域環境特性や状況の把握と理解に努めます。

☆取り組み4

環境保全活動のけん引役の育成

◆地域の環境保全活動を推進する地域のエコリーダーを育成します。

市の取り組み

- ・地域のエコリーダーとなる人材育成のための事業を実施し、様々な主体の環境保全活動の実践を支援します。

市民の取り組み

- ・地域のエコリーダーとなって活動できるよう、積極的に学習会等に参加し、環境保全活動を実践します。

市民活動団体の取り組み

- ・地域のエコリーダーの育成に協力し、地域とともに環境保全活動を実践します。

事業者の取り組み

- ・CSR（企業の社会的責任）の実践として、地域のエコリーダーの育成に協力し、地域とともに環境保全活動を実践します。

☆取り組み5

環境学習拠点の整備

◆図書やインターネット等の利用によって環境に関する情報の収集、資料の閲覧や、研修・学習会等が実施できる拠点を整備します。

市の取り組み

- ・環境に関する情報の収集と整理を行い、市民や市民活動団体、事業者に提供するための拠点を整備を行います。

市民の取り組み

- ・環境学習拠点を利用して、環境に関する情報を取得するよう努めます。

市民活動団体の取り組み

- ・活動の中で得た環境に関する情報について、市民や事業者、市に対し積極的に提供するとともに、地域の環境学習の機会や拠点となる場の提供を検討します。

事業者の取り組み

- ・事業活動の中で得た環境に関する情報について、市民や市に対し積極的に提供するとともに、地域の環境学習の機会や拠点となる場の提供を検討します。

まちづくりプロジェクト

～ 協 働 ～

プロジェクトの背景・課題

これまで環境保全活動に取り組んできたのは、環境意識の高い市民や地域の役員、市民活動団体など、一部の限られた人や団体でした。

また、環境保全活動を行いたいと思っても、活動の場がなかったり、関与の方法が分からない場合もあったことから、環境保全活動を促進するための情報発信が必要とされています。

さらに、今後は政令指定都市における各行政区の地域特性を活かしたまちづくりが必要となってくることから、「環境」という視点で捉えたまちづくりが行いやすい仕組みづくりが必要です。

目標

☆環境と調和した活力あふれるまちづくり

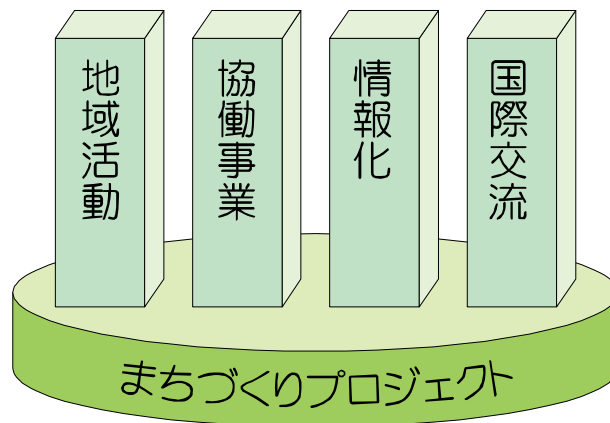
市民・市民活動団体・事業者・市の各主体が、環境保全活動を活発に行えるよう、相互に連携する機会を創出し、協働の取り組みを促進します。

指標

<市民意識調査>

項目名	現況値(H21)	目標値(H32)
日頃、地域の環境保全活動(例:清掃活動、ごみステーションの管理、自然観察会等)に参加していますか	—	増加
環境保全に係わるまちづくりの活動が増えてきたと感じますか	—	増加

プロジェクト構成図



主な取り組み

☆取り組み1

環境保全活動の支援

- ◆地域コミュニティや環境活動団体の環境保全活動に対する情報提供と地域エコリーダーの派遣を行います。

市の取り組み

- ・行政区や校区で環境保全活動が行えるよう、情報提供や地域エコリーダーを派遣する制度をつくります。

市民の取り組み

- ・地域のエコリーダー等を活用して、行政区や校区での環境保全活動を推進するための取り組みを行います。

市民活動団体の取り組み

- ・行政区や校区で環境保全活動が行えるよう、情報の提供やエコリーダーの派遣を行います。

事業者の取り組み

- ・CSR（企業の社会的責任）の実践として、事業所が所在する行政区や校区での環境保全活動に参加します。

☆取り組み2

環境保全活動の促進

◆地域コミュニティや環境活動団体が、環境保全事業を協働実施します。

市の取り組み

- ・市民や市民活動団体、事業者が自ら行政区や校区の環境を保全するための取り組みを行いやすいよう、支援する仕組みを作ります。
- ・地球温暖化防止のための環境保全活動を推進するため、地球温暖化防止活動推進センターの指定をはじめ、EPO九州などの関係機関と連携・協力を図っていきます。

市民の取り組み

- ・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みについては、市民活動団体や市、事業者の協力を得ながら市民自らの手で実践します。

市民活動団体の取り組み

- ・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みの中で、自ら担うことが出来る事業を市民や事業者、市と協力して実施します。

事業者の取り組み

- ・行政区や校区の環境を保全するために必要な取り組みについて、市民や市民活動団体に協力して取り組みます。

☆取り組み3

情報交換・連携の場の形成

◆第3次環境総合計画の推進母体となる市民活動団体が中心となって、各主体の情報交換と、連携の場を形成します。

市の取り組み

- ・環境総合計画に定めたプロジェクトを推進するため、市民活動団体と協働で市民や事業者に対し環境保全活動の実践を働きかけるとともに、様々な活動主体と有機的な連携を図ることが出来る体制を整えます。

市民の取り組み

- ・環境総合計画の推進母体となる市民活動団体の活動に積極的に参加し、その活動を支援します。

市民活動団体の取り組み

- ・環境総合計画を推進する団体として、市民や事業者、市に対し環境保全活動を提案するとともに、様々な活動主体と有機的な連携を図りながら協働による環境保全活動を実施します。

事業者の取り組み

- ・環境総合計画の推進母体となる市民団体の活動に積極的に参加し、その活動を支援します。

☆取り組み4

データバンクの作成

- ◆市が呼びかけを行なって、市民活動団体や地域コミュニティの環境に関するポータルサイトを構築します。

市の取り組み

- ・環境ポータルサイトを市民活動団体と協働で作成、運営し、市民や市民活動団体、事業者との連携による環境保全活動の実践を促します。

市民の取り組み

- ・環境ポータルサイトを利用して、環境に関する情報を取得するとともに、自ら地域の環境情報の提供に努め、他者と連携して環境保全活動を実践します。

市民活動団体の取り組み

- ・環境ポータルサイトを市と協働で作成、運営し、環境に関する情報を市民や事業者、市に提供するとともに、他者と連携して環境保全活動を実践します。

事業者の取り組み

- ・環境ポータルサイトを利用して、環境に関する情報を取得するとともに、自ら地域の環境情報の提供に努め、他者と連携して環境保全活動を実践します。

☆取り組み5

国内外における人材・情報交流の推進

- ◆地球規模の環境問題に対する情報収集や国際貢献につながる活動を推進し、ＩＣＬＥＩ（持続可能性をめざす自治体協議会）など国際的機関を通じたネットワークを構築します。
- ◆環境に関する情報交換や人材・技術の交流を推進する。

市の取り組み

- ・国際的な環境情報を収集・発信し、市民や市民活動団体、事業者への情報提供に努めます。また、得た情報を本市の環境施策の推進に役立てます。
- ・他都市の環境に関する先進事例を学び、人材交流、技術交流を行いながら、市民や市民活動団体、事業者の他都市との連携を支援します。

市民の取り組み

- ・ 国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- ・ 国内外の他都市の市民や市民活動団体と環境保全活動の輪を広げます。

市民活動団体の取り組み

- ・ 国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- ・ 国内外の他都市の市民や市民活動団体、事業者と環境保全活動の輪を広げます。

事業者の取り組み

- ・ 国際的な環境情報に触れることによって、環境問題に対する知識と視野を広げます。
- ・ 国内外の他都市の事業者や市民活動団体と環境保全活動の輪を広げます。

第5章

推進体制

- 1 計画推進の基本的考え
- 2 計画の推進体制
- 3 計画の進行管理

1. 計画推進の基本的考え

「第2次環境総合計画」では、平成7年9月に市議会の全会一致で採択された「環境保全都市宣言」が理念として位置づけられました。

この宣言は、私たち市民一人ひとりが環境問題への責任と役割を自覚し、行動することについて謳っています。

そこで「第2次環境総合計画」では、計画の実効性を高め、効果的な推進を図るため、市民、事業者、市のそれぞれの取り組みについて明記しました。

また、市民、事業者、市は、協働や計画推進のあり方、そして取り組みの過程を評価するための手法等を、ともに検討し、仕組みづくりを行っていくこととしました。

しかしながら、この10年間、環境保全事業の実施は協働により進めてきたものの、計画の検証は行政のみに止まっていました。これからは、そこから一歩前進し、協働のあり方を推進する自治基本条例の考えに則りながら、検証まで含めた全体的な推進体制を協働により構築し、ともに環境目標の実現へ向けて取り組んでいく必要があります。

「第3次環境総合計画」においては、計画を着実に推進する仕組みとして、市民、事業者、市民活動団体、そして市が、協働による事業の実施にとどまらず、計画の実効性を高めるため、各主体がその役割に応じて、目標の達成状況や施策の進捗状況を把握し、見直しを行ないながら、環境保全活動を実行する計画の推進体制を構築します。

さらに、市は、いわゆるPDCA(計画・実行・検証・再考実践)手法を導入し、進行管理を行っていきます。その検証の段階において、市民、事業者、市民活動団体も自らの取り組みを検証し、行政だけでなく更なる環境保全活動の実践に結びつけるために、相互に提案を行える仕組みをつくっていきます。

2. 計画の推進体制

本計画では、環境保全活動に取り組む各主体の関係を明確化し、以下の各主体がそれぞれの役割を行いながら、協働して効果的に計画を推進していく体制を整備します。

協働関係

■市の役割

- (1) 基本計画、重点協働プログラムを着実に実施します
- (2) PDCA 手法により計画の進行管理を行います
全庁的な進行管理として、環境管理会議において検証します
(個別計画との関連性を踏まえながら環境側面を総合的に評価)
※環境管理会議・・・・・・環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整することを目指すとして設置予定。環境管理システムの確立・維持に関し総合的な調整を図る見地から、次の各号に掲げる事項について審議、検討を行う。
 - (1)環境管理システムに関する事項
 - (2)第3次熊本市環境総合計画に関する事項
 - (3)熊本市役所グリーン計画に関する事項
- (3) 環境保全活動を実践する各主体との円滑な連携を図るための体制を整備します → 計画の推進母体を指定します
- (4) 市議会や環境審議会への計画の進捗状況を報告します

■市民の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日常生活において、計画の実効性を高めるため行動します。

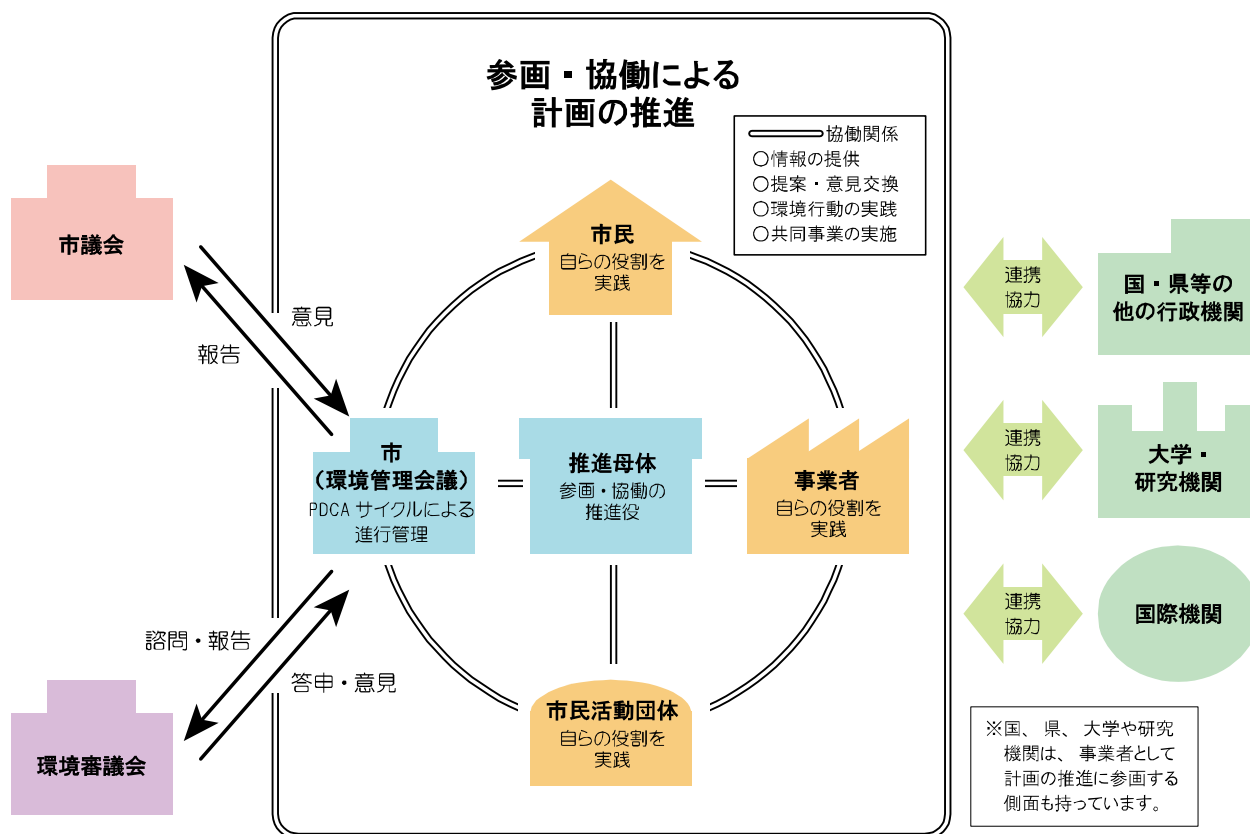
■事業者の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日頃の事業活動において、計画の実効性を高めるため行動します。

■市民活動団体の役割

計画内の自らの役割を自覚するとともに、各主体との連携を図り、日頃の環境保全活動において、計画の実効性を高めるため行動します。

計画の推進体制



市民、事業者、市民活動団体、そして市の4つの主体が協働関係を築くことで、なお一層の情報の提供・共有を図ります。

そして、環境保全に対する活発な相互提案や意見交換を行うとともに、各々の環境行動の更なる実践や新たな環境保全に関する協働事業の実施など、環境目標の実現へ向け効果的に計画を推進します。

この4つの主体をつなぎ、計画を推進するための新たな協働事業のプロデュースやコーディネートを行なうのが推進母体です。推進母体は、各主体の中間的な支援組織として、計画への参画・協働を推進します。

また、計画を推進する際は、必要に応じて国・県等の他の行政機関をはじめ、大学や研究機関、国際機関等と連携協力を図っていきます。

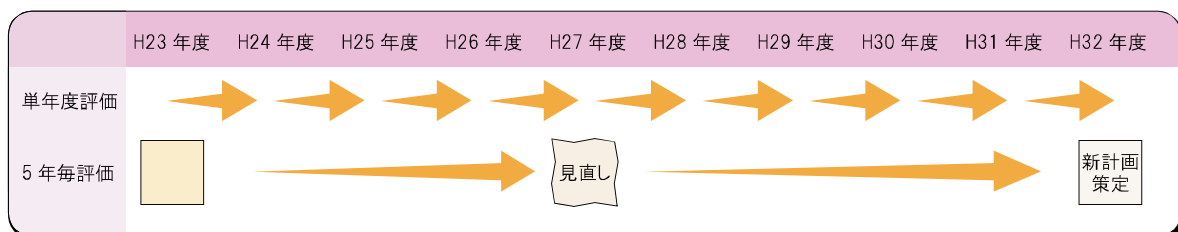
さらに、協働関係により推進された計画の実行状況については、市議会や環境審議会に報告を行い、意見を求めます。

3. 計画の進行管理

■ 進行管理のシステム

計画の進行管理においては、PLAN（計画）DO（実行）CHECK（検証）ACTION（再考・実践）のサイクルを基本としながら、毎年度評価、5年毎評価の2段階に区分した評価システムを運用します。

また、適宜、計画の進捗状況の点検・評価を行うとともに、その結果を計画実施体制等に反映し、着実な推進を図ることとします。



◆ 毎年度評価

基本計画や重点協働プロジェクトの実施状況や進捗状況を市民意識調査等により点検評価し、評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります。

◆ 5年毎評価

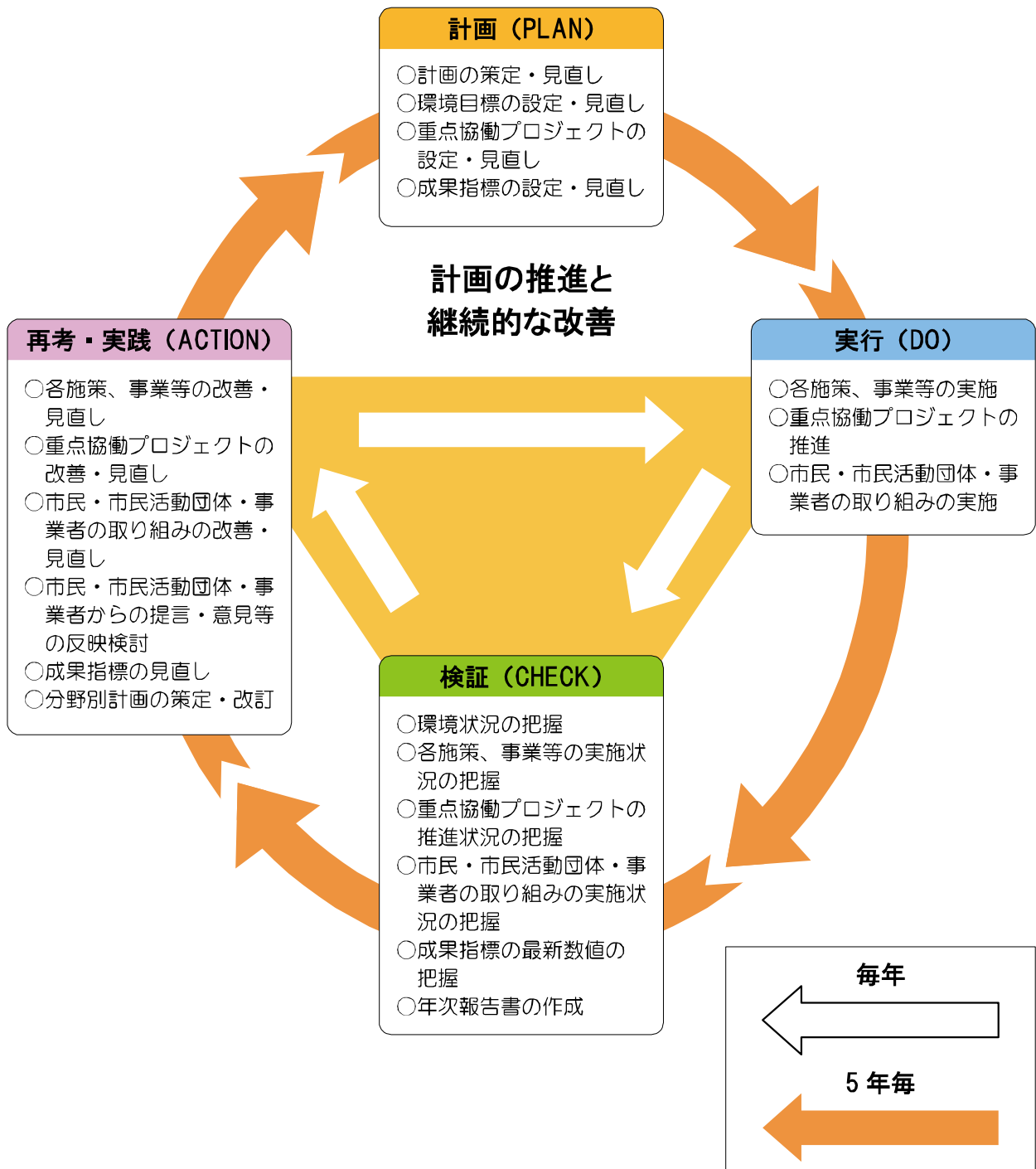
単年度評価をまとめるとともに、5年間の実施状況や進捗状況を点検評価し、評価報告書としてとりまとめ、公表を図ります。

また、5年後には、第3次熊本市環境総合計画の見直しにおいて必要な事業の再編等を行なうとともに、10年後には、進捗状況・課題を再評価し、本市や地球を取り巻く環境の変化等を考慮した上で、次期計画の策定に反映させます。

☆ 参考評価

本計画の目指す都市像である「未来へつなぎ、世界に誇れる環境文化都市」の実現が来ているかどうかを評価する手法として、世界の環境先進都市と比較する地下水や大気の状態などの指標を検討し、参考評価を行います。

計画の進行管理



卷末資料

■ 用語の定義

第3次環境総合計画の主な実施主体は、市民（事業者や市民活動団体を含む）と市です。

〈定 義〉

市 民 熊本市の区域内に住所を有する者、又は通勤、通学する者をいいます

事 業 者 熊本市の区域内で事業を営む個人及び法人をいいます

市民活動 社会的役割（社会的貢献）を意識した市民の皆さんにより自主的に組織され継続的に活動を行う団体をいいます
団 体

環 境 市民や事業者、市民活動団体を取り巻く周囲の世界やその状態をいいます。

ひとづくり 人々が良好な環境のもとで、安心して生活できるように、自ら担うことのできる責任と役割を果たす人材を育成することをいいます。

まちづくり 自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市が魅力的で快適な環境のまちとなるように、それぞれの責任と役割のもと活動することをいいます。

※参考 熊本市自治基本条例第2条より

市民 次のいずれかに該当するものをいいます。

ア 本市の区域内に住所を有する者

イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者

ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）

まちづくり

自らが生活し、又は活動している地域をはじめとして、熊本市を魅力的でより快適にしてい活動を行います。

■ 実施及び関連計画等

個別計画等一覧	計画年度 (策定年度)	内容
●熊本市地下水保全プラン	H21 ～ H25	熊本市の地下水保全に関する行動計画。
●第2次熊本市硝酸性窒素削減計画	H22 ～ H26	地下水保全プランの事業メニュー「硝酸性窒素の土壌への負荷量削減対策」を具体化した計画。
●くまもと水ブランド創造プラン	H18 ～ H22	「水」という本市の財産「都市ブランド」として確立し、熊本ならではの魅力と活力あるまちづくりを進めるための計画。
●熊本市緑の基本計画	H17 ～ H37	緑豊かな都市環境を創造するための計画
●熊本市農水産業計画	H21 ～ H30	本市農水産業の持続的発展を目指し策定した、農水産業を推進するうえでの基本となる計画。
●熊本市景観計画	H22	景観法に基づく本市の良好な景観づくりに向けた景観形成方針及び景観形成基準等の総合的な方策を示した計画
●熊本城第Ⅱ期復元整備計画	H20 ～ H29	「馬具櫓一帯」「平左衛門丸の堀」「西櫓御門及び百間櫓一帯」の復元整備を図るための計画
●熊本市観光振興計画	H22 ～ H30	「観光立市くまもと」の実現に向け、観光客やコンベンション誘致などによる観光振興を目指すうえでの具体的戦略を記載した計画。
●熊本市文化芸術振興指針	H22	本市の文化芸術を振興するうえでの目標とその実現に向けた取り組みの方向性を明らかにした指針。
●熊本市公園施策の基本方針	H20	公園の維持管理及び整備に関する基本方針
●第2次熊本市都市マスタープラン	H21 ～ H37	本市の定める都市計画に関する基本的な方針
●都市交通マスタープラン	H13 ～ H32	熊本都市圏における将来の交通のあり方を示す総合都市交通計画
●都市交通アクションプログラム	H15	都市交通マスタープランについて、短、中期での実現を目指して取り組むための行動計画
●熊本市公共事業環境配慮指針	H21	本市が実施する公共事業において、率先した環境配慮を行うための仕組みを記載した指針
●熊本市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 (策定中)	H23 ～ H32	「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第6条第1項に定められる一般廃棄物処理計画
●熊本市循環型社会形成推進地域計画	H20 ～ H26	循環型社会形成を推進するための基本的な方向、目標及び廃棄物の処理体制や処理施設の整備等の施策を示したもの
●熊本市低炭素都市づくり戦略計画	H22 ～ H26 (短期)	「低炭素都市くまもとの将来像」の実現及び温室効果ガス削減目標の達成に向けた地球温暖化対策の方向性や中長期の取組
●第3次熊本市役所グリーン計画 (策定中)	H23 ～ —	本市の事務事業から排出される温室効果ガス削減目標やその達成へ向けた取り組みの方向性等を定めたもの
●熊本市公害防止事前指導要綱	H10	建築等又は除去に係る公害発生の未然防止のための届出に対し、事前に指導する事項を定めたもの
●熊本市地域防災計画	毎年度	熊本市に災害が発生したときの行動計画
●熊本市食の安全安心・食育推進計画	H20 ～ H24	食の安全・安心の確保及び食育の推進に関する総合的な計画

※熊本市（熊本都市圏）計画等から抜粋